

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (29. 2 定)			
日 時	平成 29 年 6 月 16 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、酒井（隆行）副委員長、酒井（隆裕）・斉藤・ 中村（吉宏）・中村（誠吾）・佐々木・小貫・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立事務各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
		書 記	
		記録担当	

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任いたしました千葉でございます。

もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くすつもりでございますので、委員各位はもとより、市長及び説明員の皆様の御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、副委員長には、酒井隆行委員が選出されていますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に酒井隆裕委員、山田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高橋龍委員が中村誠吾委員に、新谷委員が酒井隆裕委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、共産党、民進党、公明党の順といたします。

自民党。

○山田委員

◎地域公共交通について

それでは、私からは、一般質問で行いました地域公共交通、こちらから何点かお聞きしてまいります。資料も出させていただいております。

今、いろいろ各地から、この地域公共交通に関して要望が出ております。塩谷からは、ばるて築港へのバス路線の増便だとか、あと、いろいろなバス停だとか、そういうのもありますが、その中で、昨年から北海道運輸局またバス事業者と、この地域公共交通協議会について、どのようなやりとりをしているのか、初めに聞いてまいります。

○（建設）小南主幹

運輸局とバス事業者とのやりとりについて、時系列で説明させていただきます。

平成 28 年 7 月 8 日、北海道運輸局が小樽市に来庁しており、小樽市におけるバス路線維持にかかわる課題について、ヒアリングをしております。運輸局からは、国からの支援についてのメニューについて説明を受けております。

28 年 8 月に、中央バスの牧野社長と森井市長が面談をしております、その中で法定協議会の設立について要請をされております。

28 年 11 月 15 日に北海道運輸局交通政策部長ほか 3 名が市長応接室で森井市長と面談をしており、面談内容としては、交通政策と観光について、情報提供いただいているところであります。

次に、29 年 1 月 19 日、中央バスの社長と森井市長が面談をしており、ここでも法定協議会についての要請をされております。

その後、29 年 2 月 15 日、中央バスから書面による 1 月 19 日の面談における協議会の設定について、確認の文書が来ており、3 月 2 日に小樽市で 2 月 15 日の書面について回答をしております。

次に、3 月 14 日に、中央バスから、また再確認ということで、協議会の設置の時期についての要請があり、それについては、回答は不要ということで、書面だけ届いております。

29 年 5 月、今年度につきまして、5 月 10 日については、小樽市から、「平成 29 年度の地域公共交通に関する取組について（報告）」ということで、中央バスに取り組み状況について報告をしております。

次に、29 年 5 月 14 日、北海道運輸局に、今の小樽市の状況について説明をしております。また、その中で、国からの支援メニューについての情報提供をいただいているところでございます。

続きまして、29 年 5 月 23 日、中央バスから、小樽市内のバス路線に関する考え方について要請がありまして、市からは 6 月 2 日に回答しているところでございます。

○山田委員

今、あらあら日程的な流れをお聞きしました。

そういうことは、実際、この協議会設立に向けて活発にやりとりをしているということで押さえておいてよろしいですか。

○（建設）小南主幹

現在、運輸局にもいろいろと情報提供をいただいたり、あと、取り組みといたしましては、他都市の事例を確認しながら、協議会設立に向けて準備をしているところでございます。

○山田委員

それでは、建設部に新しく地域公共交通担当、これが新しく任命されて、2カ月たったということです。この問題は、昨日も新聞報道されておりましたが、道内は道外に比べて策定状況が低迷していると。そこで、新しく任命されて、本当に2カ月という短い期間ですが、その中の活動状況、どういうことをされ、どのような形で、今、活動しているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）小南主幹

道内の策定状況につきましては、平成 29 年 3 月末現在で、函館市、千歳市など 10 市町で地域公共交通網形成計画の策定をしているところでございます。

4 月から任命を受けて、2カ月たち、どのような活動をしているかというところですが、今後、行政が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークの再構築に取り組みなければならないことから、行政として、地域公共交通に対する役割や責務、課題などを把握するため、5 月ですけれども、函館市、帯広市、千歳市など 6 市に訪問し、協議会の委員の選定や運営、網形成計画策定などについて調査したところでございます。

また、帯広市につきまして、十勝バスも訪問しまして、事業者としての取り組み状況を聞いたところでございます。

○山田委員

今、あらあら具体的にお聞きいたしました。その中で、いろいろと札幌あたりでもセミナーを開催され、この公共交通に関する取り組み、これについて、先進事例的なものも聞いていると思うのですが、もしわかれば、その札幌のセミナーの内容、押さえている点だけでもいいですから、お聞かせ願いたいと思いますが、いかがですか。

○（建設）小南主幹

札幌でのセミナーということで、地域公共交通シンポジウム in 札幌ということで、6 月 7 日に札幌第 2 合同庁舎で行われております。

そのシンポジウムの内容につきましては、地域公共交通の問題について、いろいろと話題提供がありまして、その中で路線バスにつきましては、イーグルバスが、乗客が乗ったりおりたりするときのセンサーをバスにつけて、それで利用状況を確認しているという、なかなか全国的にも珍しいのですけれども、センサーで人数を把握しているというところの取り組みの事例を紹介されているところです。

○山田委員

そういうセンサーについては、もう 3 年前になりますか。オタモイのバス路線で、心筋梗塞で亡くなった方が、一番後ろに座っていたために発見されずにそのまま車庫に戻り、数時間後に死亡した状態で見つかったというそういう状況もあってかなと、今、私、ふと思いました。そういうような、新しい取り組みがいろいろとされていると

いうこともわかりました。

それでは、資料をいただいた中から、何点かお聞きします。

今回、「平成 29 年度の地域公共交通に関する取組について（報告）」、資料を出していただきましたが、その内容を、ぜひかみ砕いてお聞かせ願いたいと思います。

まず、この平成 30 年度、この地域公共交通網策定の取り組みということで、これについては、取り組みたいということなのか、完全に 30 年度にこの網計画を策定するのか、その点まずお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）小南主幹

網計画作成につきましては、平成 30 年度に策定をしていきたいという方向を示しておりますが、他都市の事例を見ますと、策定するに当たり、いろいろな課題が出てきております。一般的には、1 年程度で策定できるという考え方もありますけれども、網形成計画をつくった後に再編実施計画というものを策定いたします。それとのリンクという部分では、先に網形成計画だけを先行してしまいますと、その実施計画と合っていない部分もあるものですから、今の目標としては、30 年度となっておりますけれども、今後、協議会の中で、議論した内容を踏まえまして進めていきたいと考えております。

○山田委員

やはり一回策定しただけでは、なかなか改善されないもので、そういう一回策定されるより、改善して、ある程度時間を置いて、網計画を策定するという意味で、そういうことでよろしいですね。

○（建設）小南主幹

現時点では、平成 30 年度中に策定したいという考えではあります。

○山田委員

それでは、この資料の 2 番目から、なぜ銭函地区でこのような取り組みをするのか、あと、銭函地区のこの取り組みに関してどのようなことをするのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）小南主幹

今、どのようにして銭函地域を選んだのかということですが、小樽市内におきましては、銭函は独立したエリアということで、バス路線につきましても、その地域で完結しているということで、最初に行政として、地域公共交通についての知識、ノウハウが余りないものですから、そこである程度、地域公共交通の課題を整理した中で、全市の地域公共交通の網計画作成に向けて準備をしていきたいと考えております。

銭函地区でどのようなことをやるかということですが、地域住民に対してアンケート調査を行ったり、公共交通の利用実態調査を行い、その結果について分析し、課題を整理していきたいと考えております。

○山田委員

今、あらあらの銭函地区の取り組みを聞きました。私も、押さえている点では、岩見沢市で何千件、バスの中で利用者にアンケートを配って回収するという、そういう方法もあるそうです。最初の取り組みですから、銭函地区だけでもいいのですが、できれば、私の要望としては、全市対象にして、こういう調査をしてほしいということです。

それでは、この資料の中から 3 番目、地域公共交通に関する国の動向の把握ということでは、どういうことをお考えでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）小南主幹

国の政策の動向につきましては、北海道運輸局等に計画策定するに当たりましての補助メニューだとか、今後どのような支援ができるかということでの、北海道運輸局に対していろいろな情報を収集していきたいと考えております。

○山田委員

今回、私も、運輸局に小樽市単独の事業というのですか、今、この国の動向の把握と言っていますけれども、やはり情報の交換、お互いにある意味変わったものがあればすぐに、そういう情報を共有できる。そういう体制があればいいのかなと思っております。それと、逐一こういう計画をしているから、運輸局に対して、こういうモデル事業、小樽市でやりたいのだという相談とかはされているということによろしいのですか。

○（建設）小南主幹

先月 5 月に、今年度、銭函地区についてこういう取り組みをしたいということで北海道運輸局にも報告しておりますし、その中でいろいろとアドバイスもいただいているところでございます。

○山田委員

もしよければ、そのアドバイス聞かせていただけますか。

○（建設）小南主幹

まず、バスの利用実態調査につきましては、中央バスで IC カードを導入しております、その部分の情報提供をしていただき、利用状況の確認をすることは可能でないかということで、単純にバスに乗って人数を数えるのではなく、IC カードの情報を得られながら利用実態について確認してはどうかということでアドバイスをいただいております。

○山田委員

あと、深くは聞きませんが、要するにそういう情報を共有して、やはり情報の蓄積、そういうものを通してよりよい利用者の利便性を確保する。それがやはり小樽市としての役目かなと私も思っています。

最後に、この地域公共交通協議会の年内の開催、私もぜひお願いしたいと思うのですが、その点、市長いかがでしょうか。そういう協議会をぜひ立ち上げていただきたいと思うのですが、市長から、もしあれば御意見をいただきたいと思っております。

○市長

その点につきましては、本会議の中でも答弁をさせていただいたところでございますが、私たちといたしましても一日も早く開催をしていきたいという思いは持っているところでございます。ただ、具体的な日の明言は恐縮ですが、現時点では避けさせていただきたいなと思っております。

しかしながら、今年度中に立ち上げることは、理想でありながらも、しっかり体制としても整え、そしてデータ収集も含めてしっかり行っていく中で、中央バスを初め、公共交通を担われる方々と、これからのことも対話しながら、目標としては年度内に行えることが望ましいかなというふうには思っているところでございます。それに向けてしっかり取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

○山田委員

本当に、こういうような市長のお言葉もあります。この協議会、新しく担当されて、もう 2 カ月でこれぐらいできているのですから、私は年内は可能かなと思っておりますので、なるべく早くつくっていただけるよう要望して、質問は終わります。

○中村（吉宏）委員

◎地域公共交通について

今の地域公共交通に関連する質問からさせていただきます。

このテーマなのですが、平成 28 年第 2 回定例会の際に、我が党の濱本議員がこのテーマに関して質問しております。その際にも、交通網形成計画策定のために、答弁では、含めて研究してまいりたいというお考えが示されて、もう 1 年経過しているのですが、こういったものが実行に移されていない。これなぜかと聞いてもなか

なか難しいと思うのですが、こういう状況を受けまして、まず一点質問なのですが、この間、どういう研究をされてきたのかなというのが一点。

それと、この公共交通のテーマというのが、まちづくりの課に、今、移管されてやっているようなのですが、そもそも、企画政策室、交通関係のものなので企画政策室、それから、市内の路線に関連するところ、生活に関連するということで、生活環境部が二つ所管していたと。これが建設部に移管されたのは、なぜなのかというところをお聞かせいただけますでしょうか。

○（建設）小南主幹

これまでの取り組みにつきましては、昨年から、北海道運輸局等で情報交換、意見交換をした中で進めております。今年度につきましては、他都市の事例などを研究しながら、協議会設立に向けて準備を進めているところでございます。

○建設部長

所管の御質問なのですが、これまで市内において公共交通における専門部署がなかったということで、バスに関して言えば、市内路線バスについては生活安全課、また、都市間バスについては企画政策室、あと鉄道で言えば、駅によって建設部とか生活安全課が所管という形で分かれておりました。

それで平成 27 年度にノンステップバスの整備に関して協議会を設立するに当たりまして、その所管について市内で検討した結果、まちづくりを所管している建設部が所管すべきではないかということになり、この決定を受けて、28 年度から建設部が地域公共交通の法定協議会の窓口として担当することになっております。

この判断としては、一番大きいことは、地域公共交通がまちづくりに直結しているという点であり、そういった視点での判断であったと聞いております。

○中村（吉宏）委員

いろいろ不安だなというところもあるのですが、まちづくりというところの意義からいけば。

それに関連してなのですが、従来、国もそうですが、この公共交通の関連の話をするときに、それこそまちづくり、都市計画の部分が影響してくると思うのですが、以前コンパクトシティに向けた計画というのも、小樽市でも、いろいろ発案といいますか、検討もされていた時期もあったのかなと思うのですが、人口が減少していく状況を踏まえて、そういったことも考え合わせて、こういった公共交通のもの、いわゆるコンパクトシティ化というところも考え合わせながらの計画設計というのはあるのでしょうか。

○（建設）小南主幹

今、確かに、まちづくりと公共交通ということで、国では、コンパクトシティ・プラス・ネットワークということで、まちをコンパクトにして、それに対して交通網をどうめぐらせるかということで、国では進めております。

小樽市につきましては、コンパクトシティ云々という話はまだ出ておりませんので、今後、まちづくりと公共交通を結びつけた形で、交通網のネットワークを再構築していくと考えております。

○中村（吉宏）委員

いずれにしろ、これは総合的なまちづくりの中での議論にもなっていくのかなという感があります。今、こと市民の足である交通網が寸断されるようなことになってしまえば、なくなってしまうことになってしまえば非常に市民の皆さんも困るので、まず、早急にこういったものを、進めるべきものを進めていただきたいと思います。

◎港湾関係について

次の質問にまいります。港湾関係で、まず、外来船、いわゆるほかの地域から小樽を訪れて魚介類の陸揚げ等を行う漁船の誘致に関する質問をいたします。

他地域の漁船が小樽港に寄港して水揚げをいろいろしてくれる、これに関する経済効果というのも非常によく考えられるわけですが、ただ、そういった場合に、屋根つきの岸壁ですとか、整備というのが小樽港の中でなされて

いるのか、水産ゾーン等の中でなされているのかお聞かせください。

○（産業港湾）事業課長

今、屋根つき岸壁についての御質問があったかと思うのですが、現状におきましては、小樽港、いわゆる水産物が陸揚げの際に、そういった水産物が、雨などこういったものに濡れないような、屋根つき岸壁の施設というのは今のところはございません。

○中村（吉宏）委員

衛生面ですとか、そういったところも考慮して、そういった屋根つき岸壁等の設置も考えていってはいかがかなと思いますが、この先そういった方向に向けての御見解などあればお答えください。

○（産業港湾）事業課長

現状における高島岸壁における水産物の取り扱い状況といたしましては、今、船から岸壁への陸揚げにつきましては、箱詰めもしくはばらの状態で陸揚げされているという状態ではございますけれども、やはり本市の財政状況から勘案いたしますと、やはり岸壁に屋根つきの設置というのは、現時点ではなかなか困難であると考えておりますが、今後、漁業者、関係者の方々の御意見も伺ってまいりたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

財政的な壁ですね。

それから、船舶係留について、せっかく外来船が来てくださっても、給油ですとか、それから給水、それと陸電ですね、そういった設備というのが、なかなか整っていないのだという情報が少し耳に入っておりますが、そのあたり、陸電ですとか、給水、給油の設備等の充実の度合いからするといかがでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

今、御質問ありました船舶係留用の陸電や給水等の設備についてですが、小樽港の整備状況についてですけれども、まず、不特定多数の船舶、漁船も含めてですが、利用できる陸電設備というものは現在整備されていない状況にあります。

なお、船舶の給水設備については、勝納ふ頭にまず 20 カ所、中央ふ頭に 19 カ所、港町ふ頭 16 カ所、第 2 号ふ頭 14 カ所、第 3 号ふ頭 15 カ所、色内ふ頭 3 カ所、堺町岸壁 2 カ所、厩町岸壁 6 カ所、手宮岸壁 5 カ所、高島係船岸壁が 8 カ所、港町物揚場は 1 カ所となっています。ほぼ、小樽港全域にわたり船舶給水栓が整備されている状況にあります。

その他、給油設備として、民間が管理するものでありますけれども、厩町岸壁に 1 カ所と、小樽港マリーナに 1 カ所あり、また不特定多数の船舶の利用が可能な給油船 2 隻があります。

○中村（吉宏）委員

給水設備は、しっかりできているけれども、陸電の関連というのがなかなか整備ができてないという状況かと思いますが、これについて、これは外来船舶、漁船に限った話でないと思うのですが、いろいろな船舶の方たちに向けて、今後整備をしたりというような計画はありますか。

○（産業港湾）管理課長

陸電設備ですとかの今後の整備の予定についてなのですが、現在、港湾施設の利用状況から考えますと、今のところ整備の予定はございません。

○中村（吉宏）委員

いろいろな意味で、整備を少しずつされたほうがいいのかとも思います。長期係留をしてくれる船舶の、少し話がずれますけれども、そういったものも想定しながらの整備というのは、やはりある程度必要なのではないかなと思うのですが、ただ、今、漁船の関連ですけれども、実際に、以前は小樽港にも外来船等が陸揚げをされていたようですが、これがどうやら減少してきているのだというお話も伺いました。このあたりの要因ですとか、そうい

ったところわかる範囲でお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

外来漁船による水揚げの減少なのですけれども、これは、原因としては、北海道、日本海における、イカの資源量減少が主だと思われます。

○中村（吉宏）委員

いろいろなデータ上も、イカがことし特に数が少ないとかというお話も伺っています。ことしに限らずなのでしようけれども、そういった状況があつて、なかなか開発等にも及んでいくのは難しいのかなという状況は伺えました。

◎農水産物輸出促進基盤整備事業について

続いて、国土交通省の農水産物輸出促進基盤整備事業と小樽港についての質問をさせていただきますが、先日、報道にもありまして、国土交通省の農水産物輸出促進基盤整備事業というのが行われますと。そこに認定されたのが苫小牧港と石狩湾新港、両港ということなのですけれども、これ、まず、金額が平成 26 年実績値、95 億円を 37 年度は 197 億円にすると。すごい増額を目指しているものであると思いますが、26 年度実績で、小樽港からの道産食品輸出額は幾らなのか示していただけますか。

○（産業港湾）港湾振興課長

ただいまの平成 26 年小樽港からの道産食品輸出額についてのお尋ねでございますが、財務省の貿易統計によりますと、食品の品目に当たります食料品及び動物、この輸出額全体では 7 億 2,400 万円となっております。この内訳なのですが、個別に産地の特定はできませんけれども、中身を見ますと、魚介類のホタテ、サケ、タラですとか、野菜類などが多いことから、このほとんどが北海道産の食品ではないかと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

石狩湾新港とは、やはり大きくかけ離れている部分もあるのかなというふうに伺えます。

その整備を石狩湾新港で行っていくようなわけではありますが、今、石狩湾新港の整備について、北海道が 3 分の 2 と、小樽市と石狩市が 6 分の 1 ずつ負担割合していくというときに、石狩湾新港の今年度の水産物の輸出促進基盤整備事業における小樽市の負担金額というのは、仮に試算すると幾らなのか示せるでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

石狩湾新港の農水産物輸出促進基盤整備事業につきましては、今年度からの新規事業でありまして、基盤整備の検討を行う調査費として、国から今年度事業費 1,200 万円の内示があったところです。このうち、管理者の負担金額としましては 3 分の 2 の 800 万円ということですので、各母体の負担金で仮に試算しますと、この 800 万円に本市の負担割合 6 分の 1 を乗じて、当該整備事業における小樽市の負担金額は約 130 万円ということになります。

○中村（吉宏）委員

なるほど、まだ調査費だけしか見えてこないのでしょうかね。恐らく実際に工事になったときには、1,200 万円では絶対足りないわけであつて、何億円単位になると思います。その部分の負担を強いられつつ、小樽港へのメリットがそれほど出てこないのかなというところも伺いながらなのですけれども、小樽港も、今、物流強化を目指していくという方針の中で、国の今回の認定対象として取り上げてもらうことはできなかったのでしょうか、示してください。

○（産業港湾）事業課長

まず、先ほど申された国土交通省の農水産物輸出促進基盤整備事業について、この目的についてから御説明させていただきます。

まず、この目的といたしましては、新たな輸出成長分野として見込まれる農水産物の輸出増加に対応するため、農水産物の輸出に戦略的に取り組む港湾において、農水産物の輸出促進に資する港湾施設の整備を支援すると、こ

ういった制度となっております。この制度につきましては、港湾管理者が、輸出促進のための行動計画、こういったものを策定して、国が認定した場合、小口貨物積替円滑化支援施設、また、リーファーコンテナ電源供給施設、そして屋根つき岸壁、こういった基盤整備の一部が国から支援されるということになってございます。

この制度、今年度から、創設するための事前調査といたしまして、昨年8月ころ、国から各港湾管理者に制度の対象となるような基盤整備、この実施を平成29年度に予定しているかという問い合わせがあったところがございます。これに対しまして、小樽港につきましては、29年度こういった、先ほど申した三つの施設の整備予定がないということだけ回答したといったところがございます。

○中村（吉宏）委員

ということは、国においても選定を受ける土俵には上がろうとはしてないというか、上がれないということなのでですね。このような状況で、この国が示す事業計画に小樽港が認定される可能性というのは、今後においてあるのでしょうか。また、本市としては、事業計画を提出していく予定があるのか、お答えいただけますでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

確かに、こういった施設というのは、今後需要が高まるのかなとは思いますが、やはり、こういった港湾施設の基盤整備、こういったものを行う前に、老朽化対策ですとか、やはり対岸諸国への、今、既往の往来が航路としてありますけれども、こういったニーズに対しまして、小樽港の優位性ですとか、また、道産食料品の魅力など、こういったポートセールスなどを行いまして、こういったことを含めたソフト対策を行うことが最重要ということと考えておりますので、現在のところは、国に事業計画を提出する予定というのはないものでございます。

○中村（吉宏）委員

今、資料を置いてきてしまったのですが、国がこの先1兆円規模で貿易の輸出額増額というような目標を持っている中で、もう少し積極的な取り組みといますか。そういう姿があっても私はよろしいのではないかなと思います。

港湾全般に関していけば、今、物流促進を目指そうといってもそういうような状況であり、かつ外来船の誘致のレベルでも、なかなか水産資源等の問題で難しい状況であると。今、小樽港を捉えていけば、政府といいますか、国も応援してくれているメニューとしては、やはりクルーズ客船、この誘致だったり、こういった事業に向けた開発というのが、やはり国が小樽港に白羽の矢を立ててくださっているわけですから、こういうところをやはりしっかりとやるべきだと思うのです。なので、今回、ずっとテーマになっていますけれども、国際旅客船ターミナルというのは、やはり建設、今、必要なのではないかと、特に、今の時期だからこそ、こういう外側の状況から見て必要なのではないかとと思いますが、御見解を示してください。

○（産業港湾）事業課長

港湾整備について、いろいろ御指摘ございますけれども、やはり今の状況といたしましては、港湾施設、またその他の市の公共施設全てにおいて老朽化が進んでいるという中では、こういった老朽化対策というのを先に整備しなければならない。こういったものを財政状況も踏まえた中で、今後こういった整備が必要なのかということも含めて検討してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

ここまで議論が固まってくれば、なかなかすぐ押して動くというふうにも思っていないかもしれませんが、これやはり重要なのですよ、やっていくことは、観光事業を軸にということであれば。やはり優先順位はすごく高いと思います、ほかのものより。なので、しっかり検討していただきたいと思います。

◎空き家対策について

次に、空き家対策についてですが、市内に危険空家があります。本当に壁や屋根も崩落し、かつ所有者がわからないものについては、今、空家等対策計画の中に載っていない。どういう対応をするのか載っていないと思うので

すが、市の対応を示していただけますか。

○（建設）山岸主幹

所有者不明の危険空家の対応につきましては、近隣への被害や道路の通行に支障があるなど、緊急性が高い場合については、飛散防止の網掛けやセーフティーコーンの設置による安全対策など、必要最低限の措置を行っております。

また、このような危険な空き家に対しての措置として、小樽市空家等対策計画におきましては、空家等対策の特別措置法が規定する特定空家等に認定しまして、その所有者に対し、段階的に助言、指導、勧告、命令、代執行を行うこととしておりますが、その措置を行う所有者が確認できない場合におきましては、市がみずからその措置を行う略式代執行ができると同法には規定されております。しかしながら、略式代執行を行うに当たりましては、一定の期間が必要なことや緊急性や公共性などについて慎重に判断することが必要なため、他都市の先行事例なども参考にして研究してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

あと、今、お伺いした一定の期間というのは、どの当たりを起算点にして、どのぐらいの期間を予定していますか。

○（建設）山岸主幹

略式代執行に対する一定の期間ということですが、まず、所有者がいない場合であっても、特定空家等の認定というのが、まず必要になります。それで、所有者がいる場合は、助言、指導、勧告、命令という措置を行って段階を踏んでいくのですけれども、所有者がいないために、その部分を割愛して、略式代執行というところに行きます。それで、まず、認定の期間、それから、その代執行をするまでの期間というのがありますし、その後、略式代執行するに当たっては、まず、公告が必要になってきます。その公告の方法としては、広報おたる、広報誌などへの記載が必要になりまして、それから 2 週間がたった後、もう所有者が見ているだろうというところの期間がかかりますので、かなりの期間がかかるというふうに認識しております。

○中村（吉宏）委員

かなりの期間で、結構困る市民の方たちもいるので、そういった方たちへの対応といいますか、相談体制というのはどうなっていますか。

○（建設）山岸主幹

日々、我々も苦情対応しておりますけれども、所有者がいない物件につきましては、なかなか措置といいますかそういうものが難しいところもありますが、その物件の危険度ですとか緊急度、切迫性を考慮しながら、我々でできる必要最低限の安全措置対策というのは行っていきたいというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

いずれにせよ、もうこの計画できる前から問題になっている空き家等もありますので、本当にスピード感をもって進めていただきたいと思います。

◎歳入増加策について

次の質問なのですが、今回、自民党代表質問の中で、歳入増加策をというテーマで質問をさせていただきました。それについて、法定外目的税等の設定なんかも検討してほしいということをお話しさせていただきましたが、再質問までの御答弁の中でも、いまいちすっきりしないといいますか、他都市がやろうとしているけれども課題も多いし、決定するかどうかは答えられないけれども、どのような課税の方法を探るかについてもいろいろ考えていきたいというふうに思っていますということでありました。

このテーマを代表質問のとき申し上げましたが、私、平成 27 年度の定例会の中でも示唆し、また提言をしている内容であり、2 年いろいろな形で考えてはいらっしゃるのでしょうかけれども、この回答からは、おおよそ前向きに

導入をして、他都市の動きがあるから、小樽市も前向きに導入していこうという上での検討の考えなのか、それとも、実施をする予定はないけれども、とりあえず情報集めようかという後ろ向きな方向の御見解なのか、そこをしっかりと伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室主幹

ただいまの御質問につきましては、歳入増加策につきまして、法定外目的税などについて、本市として、前向きに検討していくのか、それとも後ろ向きかといいますか、余地がないということなのかということでございましたけれども、まず、いろいろな課題点、委員おっしゃられたとおりある中で、実施するかどうか、この課題点の解決なしに答弁することはやはりできないのですが、もちろん、これ導入しないとか、その余地はないという断言といいますかそういうことではなくて、具体的にニセコ町とか倶知安町、それから北海道、こういった実施の方向に向かって自治体と情報交換を緊密にしながら、事務レベルで情報交換を交わしまして、本市としてよりよい方向を見定めてまいりたいと、現段階ではそういうことでございます。

○中村（吉宏）委員

非常に、やはり歯切れが悪いというか、まどろっこしいのですけれども、市民の皆さんが聞いてわかるような答弁をしていただく際にはどうでしょうね、もしできるものならやってみたいということで判断してよろしいのですか。

○（産業港湾）観光振興室主幹

ですから、やる、やらないということは、ここでは言及できませんけれども、そういったいろいろな調査を進めて、やる余地があれば導入も考えるということでの、これが前向きと捉えられるかどうかわかりませんが、そういった方向で検討を進めるということで考えております。

○中村（吉宏）委員

わかりましたというかわからないのですけれども、もしいろいろなものが可能になれば、実施も踏み切る方向ですよということで、ただ慎重にやっていますというところで判断してよろしいですね。これだけ、何か提言なり要望なりしたときに、財政上のというお話をされるわけですから、こちらからは、その対策としての提案しているわけですよ。真剣に取り組む方向で頑張っていたきたいと思います。

◎市長の政治姿勢について

それから、最後に、市長の政治姿勢について何うのですけれども、今のことに関連して、これだけ財政上厳しい、いろいろなことが余りできない状況にあるという中で、私、一地方自治体の首長たるものは、この財政という部分にはしっかりと立ち向かって、いろいろな施策が展開できるように、企業でいけば、社長は企業の会社のお金をどうやってつくっていくのかという発想を持っているわけですが、まさしくこの財政上の歳入をふやし、財政バランスをしっかりと保って市政運営をしていくというのは、市長たるものの責務だと私は思うわけであります。これについて、市長の認識と、それから、財政上厳しいとおっしゃっているようではございますけれども、これについてどうなのか、こういう提案をしっかりと受けて、いろいろな提案をやっていくという発想があるのかないかをお示しいただきたいと思います。

○市長

財政が厳しいということに対して、市長として、しっかりとその責務を果たして、バランスも含めて改善を図るべきだ。また、それについての発想力があるかないかということをお話しされていたかと思います。

おっしゃるように、小樽市、現状においては、まだまだ財政の健全化、真の財政の健全化というところには至っておりません。やはり、1年間における収支バランスは、まだ均衡を保っているという状況ではなく、やはり財源を確保しながら行っているというのは実情でございます。

その改善策に伴って、ふるさと納税の返礼品の取り組みであったり、または、おかげさまで大きな寄附金をいた

だいたりなど、いわゆる市政における応援体制という形で、少しずつ今までとは違う財政が入っているということは、私としても大変心強いことですし、そのような促進に結びつけられるように、私たちも努力をしなければならないと思っていますところでございます。

また、当然に、歳入に対する努力はもちろんですが、人口減における影響もありますから、それに向けて具体的な政策を皆様と議論しながら形にしていくことで、その財政を少しでもいい環境にしたいという思いもありますし、また、歳出においても、それこそ予算ヒアリングの場面においては、担当職員であったり、さらに財政部と本当にいろいろな場面で議論を図りながら、そのバランスを何とか保てるようにと努力をしているところでございます。そのような意味合いにおいては、私なりではありますけれども、責務を果たそうと努力をしているところでございます。

また、その発想力についてあるかないかということですが、今御提案のありました観光税であったりとか宿泊税のような法定外目的税、これも私自身も議員を務めていたこともありますけれども、やはり現行において市税で入ってくるもの以外に、どのような市として歳入が行えるのかということは常々議論があったと私は記憶をしているところでございます。今、お話がある観光税、宿泊税のことにおきましても、やはり当時もそのようなお話ありましたが、やはり近隣している札幌市との差によって、影響があるのではないかと慎重論はやはりそのときもありました。しかしながら、現代においては、今、北海道でもそれについて検討されているようですし、また、ニセコ町や倶知安町においても、導入を図りたいという首長の意向等も出てきていると耳にしております。また、東京都等においても、既に、そのような宿泊税等の実施が行われているというようなことも耳にしておりますので、その発想力がないということではなくて、そのような情報もしっかり加味しながら、小樽市として、それが導入できるかどうかをしっかりと検討し、また、そのような先行して行おうとしている各自治体とも情報交換、連携を図りながら、その歳入増に向けてもしっかり考えてまいりたい、このように私としては考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

他都市との情報連携も必要だと思います。ただし、他都市におくれをとるようなことがやはりあってはならないのですよ。いろいろなパイの取り合いというのが地方創生の中心的なテーマであったりするわけですから、他都市に押し負けることはないようにというのは私からお願いしたい。

それから、歳入増対策、ふるさと納税、これも確かに有力なものにはなってきます。この法定外目的税だったり、いろいろな形で寄附を募るといってもそんなのですけれども、もっと、活発なアイデアがどんどん出てきてほしいと思うのですよ。例えば、夕張市でしたら鈴木市長がメロンの食べ放題とあって売り出しているのではないですか。ああいった積極的なアイデアをもってどんどん臨んでいく、若い市長を市民が選んだということは、そういうことにつながっていると思うのですが、その辺、何か市長、こういうアイデアとか、こうやってみたいというものがあれば、できるかできないかにかかわらず、アイデアがあればお示ししたいと思いますが、いかがですか。

○市長

今、この場において具体的なアイデアということについては、お話しするのは難しいかなと思っておりますが、しかしながら、私個人はもちろんですが、議員の皆様であったり、また職員、さらには市民の皆様から、いわゆる市の財政状況を立て直していくためのアイデアというのは、適宜耳を傾けて、その可能性というものを探っていかなければならない、このように考えているところでございます。

ですので、今、中村吉宏委員からも、法定外目的税について、さまざまな情報等加味しながら、御質問、御指摘等ありましたけれども、そのようなお話を受けながら、市としてどのように具体化できるのか、しっかりと内部で真剣に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

具体的に表現するのは難しい、確かにそうかもしれませんが、やはり首長たる者、市長たる者の責任というのは、市民の皆さんの生活をどこまでも守っていく。そのためにお金がないからできないだとか、そういう発言を原課の皆さんあわせて連発させているようでは、私はいけないと思うのです。もっと圧力というのであれば、こういうこともやってみよう、それから、よくある港湾のお話でもある投資、こういった発想もしっかり取り組んでいただきたい。これは要望です。

それともう一つ、森井市長、今回成果として、できたこととは何なのかというのを本質間でさせていただきました。幾つか挙がっている中で、これもやはり公約には書かれているけれども、この実態をつくってきたのは市長ではないというものの中に、銭函駅のバリアフリー化、特にエレベーターの着工等に関しては、平成 26 年に自民党の中村裕之衆議院議員が、国に働きかけて、前市長と JR 北海道に働きかけをして、工事費の分担ですとか、そういったものも道筋をつけて、もうあと動かすばかりまで持ってきたものなのですよ。

（「陳情も」と呼ぶ者あり）

いろいろ、法改正もありましたし、その中で動きやすくなってきた状況とか、そういったものを踏まえての判断なのですけれども、実際にこうやって動かしてきた中で、市長が平成 27 年に就任して、すぐ銭函駅のバリアフリー化が完成したと実際にお思いでしょうか。もしお思いでしたら、具体的にどういった活動をして、それがどういう形で成果になったのか、具体的に最後示してください。

○市長

きっと私よりもある意味、きょう、酒井隆行委員もいらっしゃっていますけれども、銭函駅のバリアフリー化におきましては、それこそ、ここ最近において要請があったお話ではございません。かなり昔から、具体的な年数ははっきり、正しい年数ではないかもしれませんが、私が知る限りでは、就任したときには、もう既に 15 年ぐらい前から要望をしていたと聞いているところでございます。

そのような中で、市政としても、その地域における要望について、その時々において検討されたり、または動いていた、そのようなことはあったやに聞いてはおりますが、残念ながら、私の就任までには、その体制、そして実現は果たせておりませんでした。ですので、私は、そのような地域要望を耳に傾け、結果的に、それを公約に掲げさせていただき、そして、その実現に向けて、お役目についてから私なりに行動してきたところでございます。

御存じのように、このたびの取り組みにおきましては、市の単費で行ったわけではございません。JR においてももちろん負担をさせていただきましたし、また国、運輸局窓口になって取り組ませていただいたところでございます。これにおいては、ただ呼びかけてお金が集まるわけではなく、しっかりその体制を整え、協議会をつくり、そしてその中で銭函駅のバリアフリー化に向けた議論をした上で成り立った経過が私はあるというふうに思っております。

残念ながら、その協議会等におきましては、私、お役目についたときには、ありませんでしたので、ですので、その実現に向けて、市役所職員にも、さまざまお声かけをさせていただきながら、そして予算化に向けても 3 分の 1 ずつ、その 3 団体、市も含めて行わせていただきましたけれども、議会にも諮らせていただき、そしてそれを予算化いただいたと思っておりますので、私自身公約を掲げて、それを果たしたという意味合いにおきましては、市民の皆様が果たしましたよということは、お伝えをもちろんさせていただいておりますけれども、私一人、個人のみをもって実現にしたというふうには思っておりません。この予算化や多くの方々に御協力いただいた成果だというふうに私自身は認識をしているところでございます。

○中村（吉宏）委員

よくわかりました。くれぐれも、その協議会立ち上がる前までの努力というのが、ここが一番協議会立ち上げのコアになります。ひょっとしたら立ち上がらなかったかもしれないということも念頭に置きながら、その辺を御理

解いただければと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

共産党に移します。

○小貫委員

まず、質問に移る前に、先ほどから財政難の話が出ていますけれども、私は、最大の原因は、マイカルの誘致や朝里ダムの建設、石狩湾新港の建設など、旧自民党政治が続けてきた借金のせいが第一にあると。さらに言えば、三位一体改革による交付税の削減など、地方いじめの自民党政治があるということがあると思いますので、それをまず一言意見として申し述べておきたいと思います。

もう一つは、先ほどから法定外目的税の話もありますけれども、これは私は反対だということで、議員誰も反対してないと思われると嫌なので、私は反対ですと言っておきます。やはりその分、しっかり小樽の商店にお金を落としてもらうと、そういうことが本当の意味の観光であって、おもてなしではないかなというふうに思います。

◎米艦寄港について

さて、米艦寄港について質問をいたします。

今回の寄港打診の経過と内容について説明してください。

○（産業港湾）管理課長

今回の米国艦船の寄港打診の経過と内容について、御説明いたします。

今週の 6 月 12 日月曜日になります。14 時 50 分ごろになります。小樽海上保安部の交通課長より、まず電話で、米艦が小樽港に寄港したい旨の連絡が第一報としてありまして、その後、15 時 50 分、小樽海上保安部長、小樽港長になりますけれども、小樽港長名で小樽港港湾管理者宛てに、米国艦船の小樽港寄港についての通知ということで、通知文書が届けられました。

その内容としましては、アメリカの米国艦船、USS マスティン、これが今年 7 月 3 日朝の 9 時から入港しまして、7 月 7 日金曜日になります、出港予定が 9 時までと。この間小樽港に寄港したい旨の内容でございました。

その中で入港目的としては、親善ということで、あと希望事項としましては、港町ふ頭の 3 番岸壁を希望しているというような内容でございました。

○小貫委員

入港目的、親善だということですが、来て何をやるのですか、親善と言って。

○（産業港湾）管理課長

今回の通知文の内容につきましては、それ以上のことはお聞きしておりません。

○小貫委員

ことし 2 月に入ったばかりなのですけれども、夏季に、こうやって 2 月に続いて、夏に寄港したほかの年の例というのは、どんなときがあるのか説明してください。

○（産業港湾）管理課長

2 月に引き続きまして夏季に寄港した事例ということですが、かなりさかのぼりますが、平成 12 年になりますが、12 年 2 月 3 日から 2 月 7 日に、これは米国艦船で、モービル・ベイという巡洋艦が入港しています。夏季ということではないのですが、10 月 4 日から 10 月 7 日にかけて、これはオーストラリアのフリゲート艦 2 隻が入港しています。その後、今度はアメリカの航空母艦キティホークが 10 月 13 日から 10 月 16 日にかけて寄港し

ている状況が最近として事例があります。

○小貫委員

小樽市として、在札幌米国総領事館宛てに文書を発送していますけれども、それについて読み上げてください。

○(総務)総務課長

読ませていただきますが、長文になりますのでお許してください。

平成 29 年 7 月 3 日に小樽港入港予定の米国海軍艦船マスティンについて、核兵器搭載の有無を照会いたします。

米国は、1991 年にブッシュ大統領のイニシアチブにより、水上艦船及び攻撃型潜水艦を含む米海軍の艦船並びに航空機から戦術核兵器を撤去する旨表明し、また、1994 年にクリントン政権による核体制見直しの中で、米軍の水上艦船及び空母艦載機から戦術核兵器の搭載能力も撤去する旨発表しております。さらに 2014 年にオバマ政権による、核体制見直しの中では、核弾頭を搭載した洋上発射巡航ミサイルは引退させる旨発表しておりますが、現時点でもこれらの考えは継続しているのか、あわせて照会いたします。

市民の平和と安全を守る立場から、今回のその可否については慎重に判断しなければならないと考えており、小樽港長から岸壁の手配について、6 月 19 日までに回答を求められておりますので、それまでに文書による明確な回答をくださいますようお願いいたします。

なお、平成 29 年 6 月 13 日付で外務省にも同様の照会をしておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○小貫委員

今、読み上げられていた限りでは、核兵器搭載の有無を照会しますと言っておきながら、積んでいるのですか、積んでないのですかと、ストレートに聞いていないと思うのですけれども、なぜそういう表現なのか説明してください。

○(総務)総務課長

先ほど申しましたとおり、有無を照会しますということで、あるのか、ないのかということをもまず照会しております。

さらには、向こうから、今まで回答をもらっていますけれども、その中では、入港するときには、日米安全保障条約により、日本に通知していますと。日本の港に入るときには通知しておりますと。外務省に通知しておりますので、今回の有無についても、御質問については外務省に聞いてくれと、このような回答をしておりますので、そのような照会になっているということでございます。

○小貫委員

安保条約により通知しているというのですけれども、それはどういう内容で通知しているという意味なのでしょうか。

○(総務)総務課長

向こうからの文書では、日本政府に対して、日本の港へのアメリカ海軍艦船の入港について通知をしているということで聞いております。

○小貫委員

だからそれは、核兵器を搭載しているか、搭載していないかという通知をしているということなののでしょうか。

○(総務)総務課長

そこまで言っているものではありません。あくまでも、入港に関して通知をしているということでございます。

○小貫委員

もう一つ、返事で、外務省に聞けという話でしたけれども、外務省から核兵器の有無を明言してきたことというのはあったのでしょうか。

○(総務)総務課長

そのようなはっきりとした回答というのは、今までございません。向こうから、今までの例を言いますと、核兵器を搭載する米国艦船の我が国の寄港はないと判断しておりますというような回答でございます。

○小貫委員

つまり外務省から、アメリカに対して確認はしていないということで押さえていいのですよね。

○(総務)総務課長

それについては、私どもではわかりかねます。

○小貫委員

もう一つ、この領事館への表現なのですけれども、要は、ミサイルを引退させる旨発表しているという考えを継続しているのかという聞き方で、それは考えを継続していますと答えるに決まっていると思うのですよ。問題は、引退させたのかどうかという確認はとらなくてよかったのでしょうか。

○(総務)総務課長

向こうからの回答については、あくまでも外務省に聞いてくれというふうにしかなっておりませんので、とりあえずあるとかないとか、領事館からそういった回答はないわけでございます。

それで、今、委員がおっしゃった引退させたのかどうかというふうにして、直接聞いていいのかどうかというのは、外交上の問題になるのかどうかというのは私どもわかりませんので、情報収集した上で、そこは判断してまいりたいということで考えております。

○小貫委員

それで、2015年に、同じ船、マスティンが寄港しているのですけれども、そのとき当時の新聞記事に載っていませんけれども、記者から核兵器について問われて、当時の艦長は何て言っていたか説明してください。

○(総務)総務課長

新聞記事によりますとですが、ある、ないを明確に答えるのは、業務上できない。このようにおっしゃっていたと、ここには記載しております。

○小貫委員

だから、こういう一連のことを見ると、担当として、感触としてでいいのですけれども、核兵器を積んでいないという断言ができないと思うのですが、これについてはいかがですか。

○(総務)総務課長

私どもとしては断言はできませんけれども、あくまでもそれは国が判断をすることで、国としてはないものと判断しているということでございますので、私どもとしてはそれに従って対応していかなければならないということで考えております。

○小貫委員

それで、核兵器の搭載に関連して、過去も取り上げたことがあるのですけれども、港湾施設管理使用条例の第8条との関係で整合性がとれるというふうに考えているのでしょうか。

○(産業港湾)管理課長

小樽市港湾施設管理使用条例第8条で規定されていることは、使用禁止物件ということで規定されているわけですが、港湾施設の使用に当たって、発火、燃焼または爆発のおそれがあるものというふうに第8条では規定されておりますが、これはあくまでも船舶から港湾施設の岸壁へ、いわゆる海上貨物を積みおろすのですとか、岸壁から船舶へそういったものを積み荷するのですとか、いわゆる海上貨物の取り扱いについての使用を禁止しているというふうに考えておりますので、こういったただ船にあるだけでは該当しないものと考えております。

○小貫委員

ただ、第 8 条は「港湾施設の使用を禁止する」だと思うのですけれども、それだったならば、この港湾施設管理使用条例第 1 条及び第 2 条及び港湾法上、港湾施設というのはどう位置づけているのか説明してください。

○委員長

どなたがお答えになりますか。

○（産業港湾）管理課長

港湾施設の使用ということと言いますと、あくまでも岸壁は荷さばき施設としての位置づけでありますので、そこを使用しない限りは抵触しないというふうに考えています。

（「いや、だからその港湾施設という捉え方がおかしいのではないですかという質問です。条例と法律に基づいて説明してくださいという話なんです」と呼ぶ者あり）

○委員長

お答えになれますか。

○（産業港湾）港湾室長

今の港湾施設の定義的な部分でございますけれども、今回使用する港湾施設ということで行きますと、係留施設さらには荷さばき施設というのが使用する港湾施設になろうかと思えます。

○小貫委員

いや、そう書いてないでしょう。

条例の第 2 条には、ここの条例でいう港湾施設は港湾法で規定する港湾施設だといっていて、その港湾法は水域施設ということで航路泊地と述べているかと思うのですけれども、私の認識と違うのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

大変失礼いたしました。条例に書かれているこの施設は港湾法第 2 条第 5 項に書かれております港湾施設でございますので、委員、今お話しになったように、水域施設から始まりまして、外郭施設、係留施設ということで、荷さばき施設を含めて 5 項に書かれている施設のことをいいます。

○小貫委員

だから、この第 8 条と、仮に危険なものを積んでいた場合にそこをチェックしなくていいという、この禁止物件に当たらないというのは少し違うのではないかなと私は思うのですよ。それを多分やっても平行線になると思うので、港則法上、入港届に関して定めがあります。これについて説明してください。

○（産業港湾）管理課長

港則法第 4 条になりますけれども、船舶は特定の港湾に入出港する場合は、その港長に入出港の届け出を出さなければならないというふうに規定されています。

○小貫委員

船舶というから米艦の場合もこれに入るということでもいいかと思うのですけれども、確認します。

○（産業港湾）管理課長

法律には船舶としか規定されておりませんので、米艦も含めて取り扱うというふうに考えています。

○小貫委員

それでは、港則法施行規則の中に入港届の内容について書かれていますので、これについて説明してください。

○委員長

説明できますか。

（「読めばいいだけの話」と呼ぶ者あり）

○委員長

資料を探している。もう少々お待ちください。

小貫委員から説明していただくことは可能ですか。

○小貫委員

そこにはいろいろ書いてあるのですけれども、その次の質問と続けるので、まず次の質問に行きますが、この入出港届について、2月に入ったマッキャンベルの場合、乗組員の数は何と届けているか説明してください。

○(産業港湾)管理課長

2月に入港しましたマッキャンベルの入出港届の乗組員の数ですけれども、届け出されている内容では「unknown」ということで、不明であるというふうに記載されています。

○小貫委員

ほかに貨物と旅客についても説明してください。

○(産業港湾)管理課長

貨物に関する記載は「nil」と、なしという意味で書かれております。旅客の数についても同様に「nil」と、なしというふうに記載されております。

○小貫委員

貨物や旅客がどうかという判断があると思うのですけれども、ただ、施行規則には乗組員の数や貨物、旅客、これを記載することとなっていると思いますが、確認します。そのぐらい記憶あると思うので。

(沈黙)

いいです。施行規則にはそういうことを書けとなっているのですよね。ところが書いてないと、これが問題だと思いませんかということです。

○委員長

いかがですか。

(「さっき船舶だから該当するって言ったんですよ」と呼ぶ者あり)

○(産業港湾)管理課長

まず、貨物については「nil」ということで、これは海上貨物というのですか、そういう取り扱う貨物というふうなことからなしという表現になっています。旅客についても、客船ではないので、そういう客がないのでなし、「nil」という記載であります。

(「いや、だから「unknown」のほうは」と呼ぶ者あり)

○委員長

お答えになれますか。

○(産業港湾)管理課長

乗組員の数ということで「unknown」、不明ということで書かれているのですけれども、一応わからないということの記載になっておりますので、これで受理しております。

○小貫委員

小樽市の場合は3要件定めていますけれども、ただ、それだけではなくてこうやってきちんと法律で決まったことすら守られていないという条件なのですよね。やはりそこはしっかりと港湾管理者として求めていくということと、3要件がなし崩し的になってきたので、もっとやはりきちんと厳しい要件にしていく必要があるかと思えます。ということで、そのことについてはいかがでしょうか。

○(産業港湾)管理課長

受け入れの判断基準としての3要件なのですけれども、船の入出港及び接岸時の安全性、二つ目として商業港と

しての港湾機能の影響と、核兵器の搭載の有無、この三つの条件全てが調わないと小樽港に入港できないという条件になっております。小樽港の場合、あくまでも商港ということで商船優先、商船の利用が優先第一という考え方はこれまでどおり、以後も変わらないというふうに考えておりますので、今のところこれ以上条件を厳しくするということについては考えておりません。

○小貫委員

最後に、友好親善というのだったらやはりこういう法令をしっかり遵守するということと、今回の寄港に関しては岸壁使用を認めるべきではないという意見を述べまして、終わります。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

中村吉宏委員。

○中村(吉宏)委員

先ほど共産党の質問の前の小貫委員の発言に関する件で議事進行させていただきます。

冒頭で、マイカル小樽の建設、朝里ダム等の建設について、当時の自民党政権が行ったことで財政難になったという旨の発言があったと……

(「自民党施政ね」と呼ぶ者あり)

施政ですか、とあったと思うのですけれども、当時のこれは議会で議決等が行われ市が執行してきたことであり、あたかも自民党が何か悪いというような印象があり、我々にとっては心外なことでありますので、これは削除・訂正を求めるものでありますが、いかがでしょうか。

(「発言の自由の範囲です」と呼ぶ者あり)

○委員長

私としましては、今までもそのような発言、各党してきております。そういうふうに認識しておりますので、削除には至らないというふうに判断をさせていただきます。

では、質問を続けます。

○酒井(隆裕)委員

◎保育料の第3子以降無料化について

まず、保育料、第3子以降無料化についてお伺いいたします。

確認いたしますけれども、これまでも保育料の第3子以降無料化については実施していくというようなお考えは厚生常任委員会等でも示されていたと思うのですが、いかがでしょうか。

○(福祉)こども育成課長

これまでの委員会におきまして、第3子無料化の考えというのは述べてきているところでございます。

○酒井(隆裕)委員

また、年齢制限なんかということについても、これまでも、私の記憶で定かではないのですけれども、小学校とか、例えば高校生までとかということについても検討されてきたと思うのですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○(福祉)こども育成課長

従来は就学前までの年齢の範囲で、子供の生まれ順に基づきまして第3子以降無料としておりましたけれども、年齢の上限を中学生まで、高校生まで、大学生まで、または年齢制限をなくすことなどを検討してきたところでございます。

○酒井（隆裕）委員

代表質問において、私も、道の制度に上乗せして年齢制限及び所得制限なしに第 3 子以降の保育料の無料化についても検討すべきだという質問をいたしました。まずは今回、予算化された事業についてしっかり実施していくというような御答弁であったというふうに思います。しかしながら、対象の児童数も示されて、市の負担額も 3,800 万円と具体的な金額も出たわけですから、そうしたことから、新年度から実施に向けてしっかりと検討していくというようなお考えはないかどうかお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

第 3 子無料化を実施することにつきましては、国の保育料制度改正の動向ですとか財政状況を勘案しながら、できるだけ早期に実現できるように検討を進めてまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

ということは、市長の任期中にはやるとか、新年度からできるように努力するとかということはないのですか。

○（福祉）こども育成課長

実施時期でございますけれども、時期も含めまして、あと、年齢制限ですとか所得制限を設けるかどうかにつきましても検討してまいりたいと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

市長、やらないのですよね、そうしたら、これは。

○市長

私、酒井隆裕議員の代表質問のときにも再質問の中でも答弁させていただいておりますが、このたびの北海道の制度を利用したこの保育料の負担軽減におきましては、私の公約が全て実現したというふうには思っておりませんということでお話しております。そして、私といたしましても、これをやはり目標にし、実現したいと思っておりますと答弁をさせていただいております。ですから、今お話のあった所得制限であったり年齢制限、それを撤廃して第 3 子以降において無料化、これが私自身のもともとの目標でございますので、やはりこの任期中に果たすことを私としては実現してまいりたい、このように考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

ぜひよろしくお願いたしたいと思っております。

◎組織改革・人事について

組織改革・人事についてお伺いたします。

まず、産業港湾部長にお伺いしたいと思います。部長から、産業港湾部参事、これは要らないというふうに述べられたのでしょうか。

○産業港湾部長

平成 29 年度の人事異動にかかわりまして、産業港湾部、私どもからは、参事については、配置してほしいとも廃止してほしいとも特に要望はしておりません。

○酒井（隆裕）委員

そうしたら、建設部長に伺います。部長から雪対策第 2 課を設置してほしいというふうにおっしゃられたのでしょうか。

○建設部長

建設部としましては、平成 29 年度人事異動において、雪対策課の 2 課体制については要望しているとは聞いておりません。

○酒井（隆裕）委員

今回、総務常任委員会にも新しく組織改革に係る部の再編等についても示されているのです。

市長に伺いたいのですけれども、これ以上、小樽市を破壊してほしくないのです。あなたは、小樽市、市役所を破壊しているという認識がありますか。

○総務部長

今、産業港湾部長ですとか、それから建設部長からもお答えありましたけれども、実際にこの両部につきましては事前に要望というものは総務部にも出てきてございません。ですが、かなり時期は遅くなりましたけれども、それぞれ両部につきましては、総務部から、こういった内容でということでは実は事前に説明はさせていただいております。ですから、そういった意味で言いますと、いきなり何か唐突にこういったことを行ったということではなくて、両部につきましては少し時期がおくれましたがお話はしてございます。

○酒井（隆裕）委員

いや、でたらめなのですよ、これ。市長と副市長と総務部長で勝手に決めていって、後から各部にこういうふうになったからとやっていくというやり方というのは、これが破壊そのものだというふうになっているのですよ。だからだめだと言っているのです。私も、今度の総務常任委員会に出されると思われるこの組織改革にかかわる部の再編等についても、絶対にこれ、このままやらせるわけにいかないというふうに思っていますよ。それに、そもそもこれ話し合う場所というものはないではないですか。総務常任委員会でどうやって建設部長を呼んでくるのですか、産業港湾部長を呼んでくるのですか、できないではないですか。いや、これ本当にでたらめだと思います。

市長は行き当たりばったりだというふうに、思いつきで人事とかこういった組織再編についてやっているという認識ないのですか。いかがですか。

○市長

破壊という過激なお言葉が出たりとか、そういう認識がないのかというお話でありましたけれども、まず雪対策課における強化のお話におきましては、私が就任後、ずっと建設部なり雪対策を担当する職員なりと協議を続けているところでございます。そのような中で、結果的に1課・2課という体制のことににつきましては、答弁でもさせていただきましてけれども、3月に入った時点で相談の上で決めたものということでお答えをさせていただきましたが、その組織再編も含めて除排雪体制の強化に向けての組織再編のその過程の中の一環だと思っているところでございます。

また、産業港湾部参事のことにおきましても、廃止の時期も含めて答弁をさせていただきましたが、やはりその部長職の2月末の退職に伴って検討し、今後の予定、その部長職、それも当てはめることができるかどうかという、そのような状況も総務部長なり人事担当ともお話をさせていただき、その上で産業港湾部長にもそのお話を総務部側からお話をさせていただいた上で最終的な判断をさせていただいたので、破壊をしたとか、あなたはその認識を持っていないのかということに対しての御指摘は当たらないと私は思っております。

○酒井（隆裕）委員

医療保険部長に聞きたいと思います。今度の再編で医療保険部廃止というのが出されているのです。どのような意見をお持ちですか。廃止していいのですよね。

○医療保険部長

医療保険部の廃止につきましては、医療保険部から提案をしたものでございます。その考え方は、医療保険部、いろいろな保険を担っておりますが、一つには、介護保険が高齢者対策として一体としてあったほうがいいということ、それと、福祉医療につきましては、それぞれ障害、子供、そういうものにつきましてはそれぞれのもともとの子育て支援課だとか障害福祉課との連携が非常に強いということ、そういう意味で、市民の動線を考えると窓口にいる職員としてもそのほうがいいということで提案したものでございます。

○酒井（隆裕）委員

細かく本当はやりたいのですけれども、それについては総務常任委員会でまたやることになると思います。

ただ、一つだけ確認したいのですが、子ども未来部について、仮称で「こども〇〇課」と書いているのですよね。こんなことも決まってない、考えられてない状況で再編なんて言っているのは、私はおかしいと思いますよ。子供対策をしっかりとっていくというのは、これまでも言われていたし、室もつくってやってきたし、いや、わけわからないのです、私としても。だからこそ行き当たりばったりだと言っているのですけれども、そういうことではないのですか。

○（総務）組織改革担当次長

子ども未来部の仮称につきましては、これはまず、部にするかどうかという問題もあるのですけれども、その前に市役所全体の子育てを一元化するというので、現部としては放課後児童クラブ、福祉医療、青少年業務、あと幼稚園就園奨励補助金などの業務が3部にまたがっているんで、この業務を子育てに一元化して部になると、そのときに課の名称というのはまだ決まってないわけですから「（仮称）〇〇課」というふうに表示しただけで、これがだんだん煮詰まってくるすと当然、何々課という新しい名称が決まってくるものというふうを考えております。

○酒井（隆裕）委員

また今度やります。

◎クレジット納付導入経費について

クレジット納付導入経費について伺いたいと思います。

まず、特定企業ありきではないかということです。道内他都市では国民健康保険は税のみで導入されています。なぜ道内他都市で料はクレジット納付が導入されていないのか、理由はつかんでいらっしゃるでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

道内他市の実情でございますけれども、確かに委員がおっしゃるとおり、道内他市におきましては、国民健康保険税を納付対象としている市はございますが、国民健康保険料として納付対象としている市はございません。

国民健康保険料と国民健康保険税の主な違いとしましては、徴収の根拠法令ですとか、あと消滅時効の年数、そういうものの差異はあるのですけれども、納付方法につきましては違いがございませんので、このたびのクレジット納付につきましても、国民健康保険料、国民健康保険税ともに可能というふうになってございます。

（「他都市の例は何でそうなのですかということを知っているのです」と呼ぶ者あり）

（「もう一度お話ししていいですか、委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長

もう一度。国民健康保険料のことですね。

○酒井（隆裕）委員

なぜ他都市で料は導入されていないのか、理由はつかんでいますかというふうに知っているのです。税と料の違いを知っているわけではないです。

○（医療保険）保険収納課長

申しわけございません。他市の実情については把握してございません。

○酒井（隆裕）委員

今回導入するという形になれば、国民健康保険料、道内初になるのですね。なぜ道内で先駆けて小樽市が納入できるようにするのですか。

○（医療保険）保険収納課長

道内他市に先駆けて国民健康保険料をなぜ導入するかということでございますけれども、本市の場合、国民健康保険料の基幹システムと税の基幹システム、これは同じものを使用しております、税のみを導入した場合のコストと料も導入した場合のコスト、これがほとんど差がございませんので、市民の利便性向上のために対象としたものでございます。

○酒井（隆裕）委員

結局、小樽市では、システム上、大きな経費をかけないで可能だということであって、やはり NEC ありきだったのではないですか。いかがでしょうか。

○（財政）納税課長

NEC ありきということにつきましては、本市の今回のクレジット納付導入に関する改修というのは本市の基幹システムのプログラムに直接変更を加えるものであることから、システムの納入業者でなければ改善することができないことからこうしたこととさせていただいております。

○酒井（隆裕）委員

ありきなのです。

マイナンバーで、こういった業界については 2 兆円から 3 兆円、特需が生まれたとっているのですよ。今回のクレジット納付についても、こういった IT 産業ですとか、またシステム関連業界ですとか、仕事興しではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○（財政）納税課長

本市といたしましては、今回のシステム導入に当たり当然見積もり等とっておりますけれども、これに関してほかの市町村に引っ張られるようなことはなく、何度も何度も見積もりをとって、そのたびに精査を加えて見積もりを徴しておりますので、仕事興しといった部分には当たらないのではないかとこのように考えております。

○酒井（隆裕）委員

NEC から営業とかはあったのですかね。今回のクレジット納付、導入できますよというような案内とかはあったのですか。

○（財政）納税課長

NEC からは特にございませんでした。

○酒井（隆裕）委員

やはり、特定企業をもうけさせることに手をかすということに私はなと思います。

次に、具体的な運用想定がなされているかという点であります。イニシャルコストで 260 万円、来年度 50 万円で 310 万円ということでしょうか。これに加えて 20 万円、年間ランニングコストがかかるということですが、これ以外に本市が負担する経費というのは現時点で想定されているのでしょうか。

○（財政）納税課長

今回の経費に係る部分について、改めて御説明いたします。

まず、今回上げさせていただいております第 2 回定例会の補正部分で 260 万円、これにつきましてはシステム改修経費としては 252 万 8,000 円なのですが、それ以外に広報周知用にポスターだとかそういったものを若干計上させていただいております。実際には、来年度、ここの部分にもイニシャルコストがかかっておりまして、これにつきましては代表質問の本答弁で約 50 万円というふうに部長から御説明さし上げておりますが、その内訳といたしまして、まずシステム運用に係る導入費用といたしまして 30 万円に消費税、収納対象追加費用ということで 1 税目当たり 3 万円、これがかかります。ただし、この 3 万円というのは、先ほどお話しした導入費用の 30 万円の中に 1 税目分が入っておりますので、実際に負担するのは、税では 2 科目分、あと料の部分では 3 科目分ということになります。

月額の利用料につきましては、本来 1 万 5,000 円のところなのですが、これが若干割引がききまして 1 万 3,500 円ということで、消費税等合わせますと合計して平成 30 年度は 56 万 4,000 円、これだけがかかるというふうに聞いております。それ以降の 31 年度以降につきましては、この月額使用料の 1 万 3,500 円の 12 カ月分、これが今想定している予算額ということで考えております。

○酒井（隆裕）委員

代表質問の中ではどれだけ移行するのかということについて算定してないということなのですが、具体的なこうした想定がないまま制度導入ということは私には理解できないのですが、改めていかがでしょうか。

○（財政）納税課長

具体的なクレジット納付の利用状況についてなのですが、先行都市に確認したところ、明確に把握しているところというのは特にございませんで、大体 1%から 10%で推移しているというふう聞いております。例えば、口座振替から何人クレジット納付に移したかなどについては把握している市町村というのはございましたが、例えば若者や中高年齢層でパソコンやスマートフォンから納税したいというニーズも見込まれることから、納税者が自分に合った納付方法を選択できるようになることが重要でないかというふう考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

それはまた後で。

決済手数料についても聞いていたのですが、幾らになると想定されているのでしょうか。

○（財政）納税課長

現時点で運営事業者が確定しているわけではないので明確なお答えというのとはできないのですが、支払い額の約 1%程度、これを想定しております。

○酒井（隆裕）委員

恵庭市や名寄市の例を見せていただいたのですが、決済手数料 1 万円までは 108 円、1 万円ごと 108 円、大体これに準ずる形になるのかなというのが想定されるわけでありまして。

それで、クレジットカードのポイントであります。これについてもカード会社によって大分変わるのでありますが、こうなると結局 1%程度つくところもある、そういう形になるとほとんどもうけにはならないというふうになると思います。

一つ確認したいのが、このヤフーを使っている場合には T ポイントというポイントがつくらしいんですね。これが使えるのですかね、またたまるような運用になるのですかね、仮にこういうのを使うということになれば。

○（財政）納税課長

仮に運営事業者がヤフーということであれば、T ポイントカードを使うことは可能だというふう聞いております。

○酒井（隆裕）委員

やはり特定企業をもうけさせるということに、私、手をかすのではないかなと。NEC と、仮にヤフーになればヤフーに手をかすことになるのではないかなというふうに思います。

次に、メリット、デメリットについて伺います。制度導入のメリットを示してください。

○（財政）納税課長

まずはメリットについてですが、納税者にとっては、時間的な制約がなく、24 時間いつでもパソコンやスマートフォンにより納付ができることにより利便性の向上が図られることがあります。また、カード会社との契約の範囲で支払い回数も自由に選ぶことができますので、より納税者の方々の生活の資金繰りに資するものでも考えております。また、行政サイドにとっては、他都市の事例から納期内納付が促進されるということも聞いておりますので、督促状等の発行費用が軽減される効果が見込まれております。

次にデメリットですが、納税者にとっては、クレジット決済手数料が支払い額のおおむね 1%かかることにより支払い額以上に負担が発生する場合があります。また、行政サイドにつきましては、システム改修経費が必要になるほか、他市町村からも余り納付率向上につながらないと聞いております。

○酒井（隆裕）委員

結局ポイントの部分でいえばそんなにもうけにはならないけれども、Tポイントがつく形になったらすごくもうかるのですね、丸々1%ぐらいもうかる形になるのですよ。それはいいとして。

先ほど市としてのメリットというのも出されましたが、結局のところ、若者や中高年齢層でパソコン・スマートフォンを使える人という、こうした方だけに恩恵があるのではないですか。いかがですか。

○（財政）納税課長

確かに、今回のクレジット納付につきましては、議員御指摘のとおり、比較的若い方、パソコンやスマートフォンが使える方、こういった方々が対象になってくるものかと思われま

○酒井（隆裕）委員

確認したいのですが、軽自動車税の納税証明書があります。これが今回こうした支払いの形になった場合に、発行がおくれるとかということはないのですね。

○（財政）納税課長

納税証明の発行につきましては、どの運営事業者を選定したとしてもほぼ同様なのですが、御本人がカード決済してから市への入金までは約2週間かかることになります。これにより、基本的には市に入金され消し込みが終了した段階で納税証明というのは発行することができることとなりますので、若干のタイムラグが生じることになります。このため、納付後早急に納税証明が必要な方につきましては、納付書やクレジット決済の画面上でその旨を記載して、すぐに納税証明が必要な方についてはクレジット納付を行わないように指導する予定でございます。

○酒井（隆裕）委員

そうなのです、時間がかかるのです、クレジットを使うと。

それで、次に聞きたいのが、借金して納付することになるのではないかという話なのです。現在の地方税制度の中で、税そして料については、現金を持っていない、所持していない場合に納付することはできますか。

○（財政）納税課長

現在は特にございません。

○酒井（隆裕）委員

国税では物納というのはあるかもしれないけれども、クレジット納付以外はないのですね。現金以外では払えないのですよ。

先ほど分割支払いが可能だと言いますが、これはあくまでもクレジット会社との、その人の関係で分割払いになるというだけの話ですね。

○（財政）納税課長

はい、そのとおりでございます。

○酒井（隆裕）委員

ここで確認しますが、結局、納税義務者と、それからカード会社との債権・債務という関係に移行することになる、そういった理解でよろしいでしょうか。

○（財政）納税課長

はい、それでよろしいかと思

○酒井（隆裕）委員

結局、行政と納税者の間の徴税と納税という関係から、民衆で債権・債務という関係に結果として行政が後押しすることになってしまうのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（財政）納税課長

民民の関係について行政が後押しするかというようなお話であったかというふうに思いますが、これにつきましては、納税者の方々が御自分に合った納税方法を自由に選べる選択肢をふやし、利便性を向上させることが今回の制度の目的でございますので、特にそういったことはないと考えております。

○酒井（隆裕）委員

クレジットカードのリスク、多重債務なんかというのはすごい大きな問題だというふうに思います。こうした納税者のリスクに対する認識はいかがでしょうか。

○（財政）納税課長

確かに、多重債務に対する問題というのはございます。これに関しましては、本市としましても十分配慮して、いわゆる滞納繰越分、過去の税金の部分についてはクレジットカード決済というのは使えないということで、あくまでも現年の課税額、これのみにしかつかえないということで対応する予定でございます。

○酒井（隆裕）委員

結局、借金して納税するというものの本質は全然変わってないのですよね。それはもう指摘させていただきたいと思います。

◎税情報漏えいについて

税情報漏えいについて伺いたいと思います。

これまでの御答弁の中で、税情報の特定まではできない仕組みだというふうに言っていました。しかし、夫の税金を妻が払うとか妻の税金を夫が払うとかというのは、私は詭弁でしかないと思うのですよね。例えば、全くの他人がヤフーIDを使うことはできるのですか。

○（財政）納税課長

全くの他人がヤフーIDを使うということは可能かと思えます。

○酒井（隆裕）委員

可能だと。では、全くの他人がクレジットカードを使うことは可能なのでしょうか。

○（財政）納税課長

それにつきましては、カード発行会社の規約により、例えば家族でしか使えないだとか、あと御本人しか使えないというふうに縛りがかかっているかと思えます。

○酒井（隆裕）委員

ヤフーのIDだって使えないですよ。いや、今のもので使えるという形になってしまったら、結局、他人が勝手にヤフーポイントだかTポイントだか欲しいがために税金を払うのを認めてしまうことになってしまうのですよ。これをやってしまったら犯罪ですよ、マネーローダリングに使われてしまうということになってしまうのですよ。できないのですよ、これ。やらせてはいけません。だからこそ、この特定できないというのは詭弁だと話したのです。

質問を変えます。普通徴収者の全てが今回の制度によって税目などを事業者に通知されるということになります。私は絶対通知させたくないという、そういう場合には拒否できるのでしょうか。

○（財政）納税課長

現時点では、拒否されるということは想定しておりません。

○酒井（隆裕）委員

私は拒否したいな、すごく。だって信用していないもの。今、外国からとみられるヤフーIDの不正ログインというのが相次いでいるのですね。納付者のリスクに対する小樽市としての認識はいかがなのでしょう。安全だというふうに思っていますか。

○（財政）納税課長

まだ運営事業者がヤフーというふうに決まったわけではないので仮定の話をしていただきますが、本会議の答弁の中にもありました運営事業者の選定に当たりましては、情報セキュリティの信頼度というところも当然勘案しながらやらないといけないと思います。これにつきましてはさまざまな国際基準というのがありますので、これを満たす運営事業者を選定するつもりでございます。

○酒井（隆裕）委員

セキュリティが高いとかそういった前提で業者を選定されるということだと思いますけれども、事業者自身を信用できるのかという話なのです。例えば NEC についても、結局は漏えいはしていなかったというけれども不正アクセスというようなことがあったりもしています。ほかの事業者なんかでもそうです。そういった面から言えば、どれを選んででもセキュリティに信頼ならないというのが私は現実ではないかなというふうに思っています。

ここで伺いたいのが、先日の報道で、日本 IBM の社員がヤフー ID に不正アクセスしたと。IBM というとすごい大きな会社ですよ、不正をすることなんかあり得ないところですよ。そういったところの社員でも不正アクセスをやったりかしているという現状がある。言ってみれば、日本どころか世界各地どこを見ても、そういったセキュリティのリスクを今後、小樽市の普通徴収者全てが負わなければならないということになってしまうのではないですか。このような不正アクセスなどの情報などについては、小樽市はつかんでいた上でこういった提案になっているということなのでしょうか。

○（財政）納税課長

大変申しわけありません、日本 IBM の件については存じ上げておりませんでした。

しかしながら、今回のクレジット納付の件につきましては、概略はもう既に御存じかとは思いますが、こちらから事業者に対して提供するものというのは、納税通知番号、税額と、あとは新たに設定される管理番号と言われるような番号、そういったものになっておりまして、個人名等は特に提供する必要がないというふうに聞いておりますので、そういった心配はある程度軽減されるのではないかなというふうに考えています。

○酒井（隆裕）委員

ある程度軽減されないのですよ。事業者がどこになるかというのはわかりませんが、クレジット情報と事業者が持っている情報とひもづけしてしまえば簡単なのです。やらないと言っているだけなのですよ、やりませんと言っているだけなのです。やろうと思ったらやれてしまうのですよ。だから、そういったリスクもあるということをしつかりと認識していただかなかつたら困る話なのです。だからこそ、私は、これは慎重であるべきだし、やるべきではないという立場でもあります。

ここで紹介したいのが、ことし 3 月、東京都です。都税クレジットカードお支払いサイト、ここにおいて不正アクセスがありました。受託事業者、指定代理のオフィシャルであるのがトヨタファイナンスであるというふうにされております。再委託業者が GMO ペイメントゲートウェイ。ここで、クレジットカード情報、そしてメールアドレスが合計 67 万 6,290 件流出しているのですよね。これ東京都であったのですよね。当然セキュリティなんか最先端でしょう、首都なのです。だけれども東京都でこんなことに遭っているのですよ。だから、今度これを導入するということになれば、あなたのクレジットカード情報もメールアドレスも、場合によっては氏名、税目なんか流出してしまう、そういった危険性も負わせるということになってしまうのではないですか。

市としてこの流出事件、今聞いてみて問題あるというふうに思いませんか。これ、きちんと流出は絶対しませんよというふうな担保はあるのですか。

○（財政）納税課長

今お話のありました東京都の件につきましては、今度は情報はつかんでおりました。これにつきまして情報流出がないかということの担保につきましては、先ほども申したとおり、情報セキュリティが高い業者を選定するこ

とによってリスクヘッジを図るとしか言いようがないかと思えます。今回あったこのサイト運営会社のGMOも、情報流出に関してはあくまでも不正アクセスということになっておりますので、その不正アクセスに対して今、小樽市で100%ないというふうには断言できないというのが現状でございます。

○酒井（隆裕）委員

結局、不正アクセスがされたらとめようがないのです。悪意を持ってやろうと思う人がいた場合には、どれだけセキュリティを強くしようとしてもできないのです。GMO、決して悪い会社だというふうには思いません。だけれども、こうした流出が起きてしまうのですよ。だからこそ私は問題だと言っている。このセキュリティの問題、それから借金で税金を払わせるという問題、それから特定企業をもうけさせる問題、どれをとってもやはりリスクが大き過ぎると私は言わざるを得ないと思うのです。私は、こういった納付制度の導入については即刻中止すべきだというふうに思いますけれども、市長の見解を最後に伺います。

○財政部長

今いろいろ御議論あった部分でございますけれども、今回のこのクレジットカード導入につきましては、これは先ほど何かシステム会社からのお誘いみたいなお話もございましたけれども、これは二、三年ほど前から、いろいろ納税者のサービスの向上、こういったことでいろいろ検討していた中で、このほかにもクレジット納付のほかにコンビニ交付ですとかそういったいろいろな向上策がある中の一つとして今回クレジット納付、これは各都道府県でもどんどん導入しているというふうな中で、今回はまずはクレジットカードの納税について導入するといったことを決めた経過がございます。

先ほどのNECの話に関して言いますと、それはたまたまクレジットカード、本市の基幹システムの業者がNECということでもたまたま、これは別にNECではなくてほかの会社であればそこをお願いするしかなかったというだけでございますけれども、そういった中で導入を進めることにしたものでございます。

いろいろ今、情報漏えい等の危険性等もいろいろ御指摘がございましたが、この点につきましては、道内市区町村ばかりでなくて既に導入をしております都道府県等の方にもその辺の危険性の回避について十分情報交換しながら、そごのないように進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 04 分

再開 午後 3 時 19 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民進党に移します。

○佐々木委員

◎街路防犯灯について

代表質問のときに町会の話をしていただきましたが、具体的に、その町会の関係で、最初に街路防犯灯について伺います。

昨日、山田議員の一般質問の中にもお話がありましたけれども、その部分も含めて少しお聞きしたいと思います。まず、電気料金についてなのですけれども、LED化によって街路防犯灯の電気料金に係る支出が減少しました。

町会にとっては非常にありがたいことなのですが、甘えるなどと言われるかもしれないのですが、今回の LED 化に伴って電気料金の支出が以前と比較すると約 40%減少しているところもあるようです。これまでの市が電気料金の 60%を助成した金額で、そのままいったとしたら全額助成で賄えるのではないかと考えます。全額負担にできるだけ近い、もしくは全額の助成率に引き上げていただくというようなことは可能ではないでしょうか。お聞きします。

○（建設）庶務課長

今、委員から電気料金の助成について御質問がございましたけれども、現在取り組んでございます 3 年間のこの LED 化の事業につきましては、今、委員おっしゃるとおり、電気料金の支出を、町会、それから市が負担している電気料金の軽減を図るということで進めてございます。

この事業費につきましては、きのうも答弁しておりますが、3 年間で 3 億円を超える事業費ということもございまして、こういった事業費もこの電気料金、LED 化によりまして電気料金を低減するという効果を見込んでの事業でございますので、この低減効果が得られるまでは現在行っています 6 割の助成でいくというふうには考えてございます。

○佐々木委員

次に、今年度で終了する LED 化の改良工事、これ実施された器具や何かの寿命についてはおおむね 10 年から 15 年ぐらいではないかと考えられています。特に朝里等の海岸線に設置されたものについては、塩害によってこの 15 年といわず 10 年以下ということも場合によってはあるだろうということなのですが、きのうもお話に出ていましたけれども、この更新についてやはり今のような 10 年から少なくとも今お話ししたように 15 年の間に同じような施策が再び必要になるのではないかと思います。そうすると、やはり一斉に取りかえる時期がやってくる、その備えを今からきちんと考えておくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

これにつきましても、3 年間で一斉に 1 万灯を超える灯を更新してございますので、一斉に更新する時期を迎えるということについては当然、市としても認識はしてございます。ただ、耐用年数ですとか耐久性については地域性とか使用の状況によって変わってきますので、そういったことも当然踏まえていかなければならないと思いますが、まずは、これも答弁してございますけれども、この 3 年間の事業をやった後に実際に既存の修繕の制度に変更を加えるかどうかについては今後検討していきたいというふうには考えてございます。

○佐々木委員

慎重な検討をお願いします。

それから、年度途中の破損修理について伺いたいのですが、町会では、ことしも街路防犯灯設置費助成金の制度を利用して街路防犯灯の更新や補修を推進することにしております。しかし、この助成金、制度の対象になるためには 5 月末までに申請をしなければならないことになっています。LED 化により、これからそういう計画的に修理、補修、更新というのは減少するとは思うのですよ。ただ、台風や雪害など自然災害によってこういう器具が破損するという緊急の対応が主流になると思います。助成金申請の時期を限定しないで随時受け入れていただけるようお願いをしたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

従来の制度、今、委員おっしゃるとおり、5 月末の申請ということでこれまで取り扱ってございます。これにつきましては予算の範囲の中で行っているということもございまして、当然、各町会等が新設等でこういったような制度を利用した場合に予算の範囲の中で実施するということもありまして、当然全ての申請者に対してこの制度を適用できるという状況にもならないという状況もございまして、一定程度の時期ということで現在では 5 月末の申請という形の中で、その中で利用者の状況に応じて許可をしている状況でございます。

ただ、今、委員おっしゃるとおり、台風等、緊急を要するものにつきましては随時相談をしていただきまして、それにつきましては5月というのではなくて、その相談に応じて申請をお受けして随時対応しているという状況でございます。

○佐々木委員

ぜひそのような対応をお願いします。

それと、このような緊急時の対応について、通常の申請をして許可を得てから工事を発注するという方法になっていると思うのですが、やはり緊急ですので、そこの電灯等がなければ、やはり一日でも安全に支障があるという場合もあります。申請を受理した段階で工事を発注することができるようにしていただければなというふうに町会でも心配をしているのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

この制度は当然市が行う助成制度でございますので、当然、申請の内容につきましては現地の申請の現地確認などを行いまして、その上で助成の決定後に工事を実施してもらうということになります。ただし、当然緊急を要するものでございますので、申請がございましたら直ちに速やかに現地を確認しまして申請の決定をしているという状況でございますので、そういった対応については速やかに対応をさせていただいているという状況でございます。

○佐々木委員

直ちに確認してそういうふうに進めてくれればそういう対応をしなくてもできるのかなというふうに思いますが、緊急時が1カ所だけ特定の地域だけで小規模である場合はいいですけれども、同時に多発するようなことになるとやはり難しくなるかとは思いますが、その辺のところについては対応をぜひお考えいただきたいと思えます。

◎集団資源回収制度について

続けて、集団資源回収制度について伺います。

やはり、町会、PTAの団体が家庭から出される古紙などのリサイクル資源を集め回収業者に引き取ってもらうこのリサイクルの運動なのですけれども、町会にとって売上金プラス市からの奨励金、これ1キログラムについて3円ということですが、この交付が非常に大きいという状況になっています。例えば、私の所属する朝里町会では収入の約11%がこのお金に支えられているという、今や会館使用料が減少している中で、というか、もう会館がなくなってしまったのでここはゼロなのですけれども、やはり貴重な収入源となっております。このリサイクルの資源の収集方法について各町会はどのような方法で行っているのか、お答えください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

お尋ねの集団資源回収の方法等なのですけれども、資源回収を実施する日、主に土曜日、日曜日が多いのですが、各家庭の前やごみステーションなどに出された新聞紙等の資源物を、町会等の団体が用意した車両または回収業者の車両で収集し、その後、回収業者に買い取っていただくという方法が一般的だと思っております。また、団体によりましては、資源用の保管箱、保管庫を持っているようなところもあるやに聞いてございます。

○佐々木委員

今述べていただいた中で、業者に回収を頼まないで町会がみずからその収集を行うと、そういう方法をとった場合には業者が集めて回るのに比べてどんなメリットがあるのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

町会等がみずから収集・集積を行うメリットにつきましては、回収業者に車両を出してもらいますと、その損料や燃料費、また人件費などがかかってございます。その費用がかかる分、買い取り価格が安くなるということがございます。一方、団体みずからが収集・集積することで、その分高く買い取ってもらえるというようなメリットがございます。

○佐々木委員

その場合、町会でやるとやはりそういうメリットがあるものですから町会が集めているのですけれども、この場合、平日に曜日を決めてごみステーションに出す方法で集めています。先ほど土日という話がありましたが、平日にこれをやるのにも意味があってやっているのですが、その場合どんな制限があるのか、そしてそれはどうして制限があるのかということについて説明をお願いします。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

ごみの収集に当たっては、基本的に朝 8 時半までに出していただいて、決められた分別品目、燃やすごみだとか資源などですが、これを決められた曜日、日にちに出していただいたものを市が収集するという基本的なルールになってございます。これは、ごみステーションを利用した集団資源回収を行うという場合に、例えば平日であれば、市の収集がない隔週の燃やさないごみのその合間に行うということになるかと思ってございます。

○佐々木委員

以前は、特定の曜日に市の回収と一緒に町会の回収もやっていたのですよね。そのときは週に一回、ずっと集めることができていたのですが、そのところが一緒になってしまうのがまずいという話で、どうしてもあいた曜日一つしかないということで、週一でやっていたものが月に一回しか集められなくなったということで、ごみの集まる量も減り、収入も結果として減ってしまうという状況になってしまっています。何とかこれについて収集量をふやすような、そういう方法、工夫というのはないかなと思ってお聞きしたいと思います。

それと、この件でもう一つだけ、ごみステーションというのは所有権というのはどこにあるのかということだけ確認をさせてください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

まず、ごみステーションの管理につきまして、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に国民の責務として、分別して排出すること、あと、地方公共団体の施策に協力すること等がございまして、また、市町村の責務としては、排出されたごみを収集して処理・処分することになってございます。したがって、排出までは住民、収集からは市という考え方から、収集されるまでごみを集積するステーション等の管理につきましては排出者である利用者に行っていただくという考え方になってございます。

あと、先ほどおっしゃったように、集団資源回収において回数をふやして収集量もふやしたいということであれば、現状、他の町会等団体で行っているように、やはり土曜日とか日曜日にステーションを利用して実施するという方法が一番現実的ではないだろうかと思ってございます。

○中村（誠吾）委員

◎小樽市の道路及びその維持管理について

私からは、小樽市の道路及びその維持管理について質問いたします。

市長が就任された直後から、突然新しい施策や急激な市政の変化を求める話をよくされています。それは、残念ながら事前調整もなく、市長だけの独断ではないのかということも多く感じる場合があります。そのことにより市政が混乱してしまったことは、残念ながら今までの議会運営がスムーズに進んでこなかったことが証拠となっています。そこで、急激な施策の変化を進めれば、今まで変わったとの印象や、新聞記者がいて悪いのだけれども、新聞など報道関係にも取り上げられることにより一見華やかには見えるのですが、結果的には不自然な期待を市民に抱かせることとなります。小樽市政を進めるに当たりもう少し足元を見ていただき、基本的に必要な部分に、そして市民が安心・安全に暮らす基礎の部分を中心にみていただきたいと私は考えております。

具体的には、森井市長がよくおっしゃっている市政の一丁目一番地として除雪をよくお話しされてきましたよね。「きめ細やかな除排雪」というキャッチフレーズなのですが、これも議会でお話しになったとおり、方針が定まっ

ていないその制度の変更を行う、市民に変化を感じさせて十二分に期待するのですが、そのようにあおっておきながら実質的にはどこを聞いても基準がないのですよ。それで、これが市長の勝手な判断によると私たちが言ったのは、排雪抑制を行ってしまったのでないのかということなのです。最終的には降雪量が少なかったことにより救われている状況にあります。除排雪の是非は今後出される決算で議論をまたいたしましょう。

今回は、1年で12月、1月、2月、3月の4カ月間に行われる道路の維持作業ではなくて、通年で検討の必要な道路整備や残りの8カ月間の冬期間の2倍の期間における道路の維持作業です。地味です、非常に地味な仕事ですが、市民生活に直結しているので、内容、基本的なことについてお聞きします。

内容は簡単です。道路がなぜ必要であり、市民にとって密接した関係があるはずなのに、私から見ると森井市政では道路行政がしっかりしていない、ないがしろにされている、なぜなのかということをお聞きしたいです。そして、私、昨年より建設常任委員会におりまして、小樽市の公共事業について説明員の皆さんにお聞きするようなこともたくさんあって勉強させてもらいました。それで、小樽市内には高速道路、国道、道道、市道とあり、道路法に定められてあるわけですけれども、このほかに小樽市が直接管理する道路があります。臨港道路や林道、公園の園路などです。それぞれの法律に定められておりまして、管理者として計画整備や維持管理を市がやっているわけです。市民にとって身近な道路です。

改めてお聞きしますが、一つ目の質問です。小樽市の市道について、道路法や小樽市の行政を考える中でその目的や必要性についてわかりやすくまず示してください。私、技術屋でないので、わかりやすく教えてください。

○（建設）建設事業課長

本市では、一般交通の用に供する道路のうち、幅員が原則4メートル以上であることや起点と終点が直接公道に連絡しているなどの条件を満たしている場合に、道路法の道路として市道に認定しております。市道の目的や必要性につきましては、人や車が安全に通行することや沿道の土地・建物・施設などへの出入り口とするための一般的な交通機能としての役割のほか、災害時の避難路や火災時の延焼を食い止める防災空間として、さらには水道や電気、ガスなどのライフラインを収容する空間として必要不可欠であるとともに、本市におきましては観光地をめぐる動線としての役割や潮まつりなどのイベントにも利用されるなど、市民の日常生活や小樽の経済産業活動を支える最も基本的な社会資本であると考えております。

○中村（誠吾）委員

今、私は「身近な道路」と表現したのですが、市民が家から一歩外出すると、今言われたことがわかります。まず道路に出ることになります。玄関をあけて海に出る人はいませんから。それで、子供が学校に通う、親が通勤する、高齢者などが集まりに参加するなど、全て道路を使って、それは徒歩や自家用車やバスなどにより移動を行いますし、産業経済の当たり前の行動である会社や工場で利用する原料・製品の移動に道路が必要となります。小樽市全体としての生活や経済の重要な基礎となるものなのですが、二つ目にお聞きしますが、その基礎となる道路について、舗装の穴や広範囲のひび割れ、私も見ます。さらには、排水施設や道路看板の損傷など、私たちが頼むことがあります、はっきり言って。この融雪後の今の時期は大変間に合わないほどひどい状況で説明員側や建設部も追われます。時に市民からこういうふうに言われるのです、小樽市は金がないから舗装を直せないのさと、諦めているような声も、納得していただいているのならいいのだけれども、聞こえてきます。この状態について市長としてどのように感じているのか、お示してください。

○（建設）建設事業課長

道路における舗装の穴やひび割れ、排水施設の損傷などは、可能な限り迅速に対応しているつもりではございますが、特に春先、融雪後の舗装の穴の補修につきましては、委員のおっしゃるとおり、舗装箇所が多いために対応がおくれていることも認識しておりますので、今後しっかりパトロールを行うなど現状を把握し、来年度に向けては少しでも対応可能な業者をふやしたいという考えを持っているところでございます。

○中村（誠吾）委員

まずやるということで、具体的に業者をふやすということですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そして、市としては、単に道路管理者としての必要性だけの観点のみではなくて、この間議論になってきた観光や教育などの視点なども、他の観点も必要と考えるのですよ。観光としては、我々が見ている小樽運河周辺の観光施設で買い物をする人の流れは根強いものというかありがたいにぎわいを見せています。そして、最近では、私も知らなかったのですけれども、どうして J R 朝里駅でこんなに人がおりののかなと思ったら、映画の撮影された箇所やインターネット情報で見かけた場所をめぐる動線の変化なのだそうです。

教育です。教育としては、議論になってきましたが、学校の統合などにより通学路が長くなることや通学する児童の増加などの対応が必要になると思います。この点は、平成 29 年第 1 回定例会の学校適正配置等調査特別委員会で、我が党の佐々木委員が除雪の観点から若干厳しい質問をさせてもらいました。ここで三つ目の質問なのですが、このような観光や教育などの視点から道路の整備や維持管理について考えをお示しいただきたいのです。

○（建設）建設事業課長

まず、観光の視点から申しますと、特に中央通や本通線と浅草線など、多くの観光客が通る市道につきましては日常の道路パトロールを強化し、抜本的な対策が必要な場合は、臨時市道整備などの起債事業や国の社会資本整備総合交付金事業などを活用し、それ以外の場合、例えば冬季に散布した砂の回収や舗装の補修、その他道路施設の修繕などを迅速に行うことで、観光客に、また小樽に来たいと思ってもらえるような適切な道路の維持管理に努めたいと考えております。

また、教育の視点では、児童が安全に通学するためには、本来であれば歩道の設置が理想ではありますが、道路敷地の確保などの問題もあり、道路に歩道を設けることが困難なことから、舗装や側溝などの補修を行うほか、交通量が多く車線幅員が確保できるような場所では、道路の路肩に外側線を引くなどして、歩行者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

今、説明員が答えたとおり、さきの建設常任委員会でも、春の段階で、国際的にも観光客の方が来て、見たら、汚れた雪を積んでいるということを指摘されましたよね。認識されているのですよね。それと、今、子供の通学の安全、できることをやってくださいね、今言ったのですから、その歩道の確保が無理であっても、だからやらないではなくて。白線と言いましたよね、運転者に少しでも注意を喚起できる。やらないということではなくて、今言ったのだから、やっていってくださいよ、一つずつ。

次に、市長、当選当初、市の財政状況はよくわからないと、当選当初はよくわからないとコメントされてきましたが、任期の折り返しを迎え市の財政はおわかりになってきたと思うのですが、道路整備や維持費について、今後増加させるのか、嫌みではないのだけれども、除雪費だけを手厚くするのか、費用の増減の、表現を入れて考えを示してください。思いではなくて。

○（建設）建設事業課長

道路整備や維持費につきましては、舗装補修や側溝修繕、路面清掃、草刈りなどの道路の維持管理費用であります道路橋りょう維持費と、起債事業の臨時市道整備を合わせた費用を 5 年前と比較いたしますと、平成 26 年度は約 6 億円でしたが、平成 29 年度は約 5 億 6,000 万円と約 4,000 万円の減額となっております。

しかしながら、5 年前にはなかった橋りょう長寿命化事業や照明や標識など道路附属物などの修繕を行う道路ストック更新事業、また、従前からありましたロードヒーティング更新事業などの社会資本整備総合交付金事業を加えた道路関係事業費全体で考えますと、年度によってはばらつきがありますが、必ずしも減額にはなっておりませんが、今後も、日常の維持補修と長期的な維持や整備のバランスに気を配りながら、適切な道路の維持管理を行っ

てまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

予算書を見ていて、そのとおり 4,000 万円近く落ちているということなのだけれども、読み切れないところもあるので、そのストックの話がされましたが、ここはふえていないかということで、それはきょうは質問をいたしません。

それで、市長、今指摘した視点だけで大変な業務なのです。冬場だけではなくて。それと、道路維持、整備維持にはお金がかかるのですよ。私としては、道路行政を行うに当たり、幾つかのポイントがあると考えています。市長もそれはお気づきだと思うのですけれども、それは、単年度の除雪や維持作業、また特定の現場ばかりにとらわれずに、5年、10年のスパンで、それ以上の長期の視点で小樽市内全体を見渡すような広い視野をもって道路に対する行政を進めるべきだと思います。道路行政のことを言っていますからね。

そして、今ぎりぎりで大丈夫と考えて、まだ大丈夫を繰り返してしまうとどうなるか。実は、本会議でもあったのですが、桜町本通線ですり鉢状になっている。そして、どうしてロータリー車を使わないのだという話も出てきましたよね。そしてまだ積めるのに。私、これまだ大丈夫を繰り返して、まだ積める、ぎりぎりなのです。そうすると何が起こるかという、最終的には、タイムリーに対応が間に合わなかったのですよ、入船のこと。それは連絡調整の錯誤があったというのも聞いています。しかし、間に合わなかったとする事例が、森井市長のときに実際に起きているのですよ、多く。これは排雪でバスがとまる、事実でしたね。それと散布砂の回収のことを言われましたね。これは森井市長だけではないけれども、舗装の穴、側溝の崩れなど、なかなか回復しません。毎年同じことを言われるのです、市民に。森井市長になっても。

それで、このような状態について、率直に市長の所見をお示しいただきたい。

○（建設）白畑次長

ただいま、除排雪や砂散布の回収を含む道路の維持管理について迅速な対応をとというような御質問かと思えます。

除排雪につきましては、市長の公約に掲げており、重点的に取り組んでいるところでありますが、冬季に散布した砂の回収、舗装の穴埋め、側溝などの道路施設の補修といった道路の維持補修につきましても、市民の皆様の日常生活に直接かかわることから、本市におけるさまざまな行政サービスの中でも重要なものだと認識しております。

市道の維持補修業務や日常の道路パトロールは、年間 3,000 件ほど寄せられる市民の声などを受けて、その都度現場を確認し、市の直営や業者への委託業務で順次対応をしております。時には、業務が重なり対応に時間を要するケースもありますが、こういった業務はおくれが生じないように、スピード感を持って対応することが最も重要でありますので、今後とも迅速な対応になるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

大変前向きに答えていただいていると思います。なかなかとか、お金がないのでと、また言われるのかと思いましたが、まず、これは市長も今うなずいていますので、やるべきことなのだろうということは認識しては、3,000 件ですよ。冬の話をしませんでしたけれども、そのほかにあるのです、これだけ。

それで、最後に、先ほど言ったとおり、道路行政はお金がかかります。その中で、残念ながら人口減が進みまして、12万人を切った現状を認識するときに、市の収入は減少します。その中で、新たな施策をどんどん生み出せる体力というのは限られてくるのです。知恵は絞らなければならないけれども、やはり物理的には限られてきます。

そこで、それでも、残念ながら道路は消えないのですよ。道路延長は短くならないのですよ。20万都市だろうと、12万人になってきても延長路線は短くならないのです、道路。それで、作業量も変わらないのが現実なのです。それでも前を見た行政をするには、これは市長にもうなずいてもらう、前を見て行政を進めるには市民目線を持ちながら、長期的で広い視野を認識しながら、もう一つ、多くの人に理解を求めて市政を進めることが大事だと、もちろん考えるのですが、ぜひ、最後に市長に答えていただきたいのだけれども、今後、この議会の場で、市長が言

いろいろなことも含めて出してくる案件も、新たな支出の生じる施策と、今言ったとおり、市民生活の基礎となる道路維持費のような、地味だけれども絶対に必要だ。このような基盤の政策のバランスを考えることが市長の使命です。そして、それは財政課とも現場の建設部も含めて、バランスに対する市長の認識を、最後にぜひ市長から、これは市政の根本ですから、市民バランスをお聞きしたい。

○市長

中村誠吾委員からお話、今ありましたように、その新しい支出の生じる施策、これについても、財源等も含めて予算の確保、非常に重要だというふうに思っており、それについても進めているところでございますけれども、だからといって、例えば道路維持のような日常に必要なインフラ整備について手を抜いているわけではございません。

今、担当からもお話しありましたが、やはりこの道路維持におきましては、中村誠吾委員もお話しされているように、市民の皆様の日常生活にも直接かかわる重要な業務であると私も認識をしているところで、橋梁の長寿命化であったり、さらには道路ストックの更新、そして臨時市道の整備など、国の社会資本整備総合交付金事業、起債事業なども活用しながら、職員の現場確認をしながら、一つ一つ取り組んでいるところでございます。

また、なかなか国の補填がきかない道路維持等もありますが、それについては単独費となりますけれども、しっかりとおっしゃるような、日常生活に影響がないように、しっかりと水準維持を進めていき、必要な額についてはしっかりと維持をしていきたいなと思っております。

先ほど御指摘にもありました、なかなか春先になって、穴があいている部分とか、そのような補修のおくれ等が見受けられているというような御指摘の部分はあると思っておりますので、その改善策も含めて皆様にお示しをしながら、しっかりと取り組んでいきたいなと思っております。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○齊藤委員

◎財政問題について

まず、財政問題について伺います。

今、中村誠吾委員からもありましたが、財源がないのに、これまで余り手をかけられなかった新たなものにいろいろ手をつければ、当然これまで取り組むとしていたものをやめざるを得なくなるという点ですが、これは昨日の一般質問で我が党の秋元議員からもありましたが、この問題の典型であるように私は思います。

それで、まず資料で出していただきました第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画の目次と表紙は除きまして、1 ページ目、再開発計画の目的というところの最後の段落、読み上げていただきたいと思っております。

○(産業港湾) 事業課長

それでは、第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画の 1 ページ目、再開発計画の目的の一番下のほうから読ませていただきます。

下から 4 行目ですが、「第 3 号ふ頭における国際旅客船ふ頭としての機能整備によりさらなるクルーズ振興を進めるとともに、第 3 号ふ頭及び周辺区域を、港の景観や水辺を生かしたにぎわいある交流空間とすることにより小樽観光の新たな魅力の創出を図り、さらには市内経済の活性化につなげるため、第 3 号ふ頭及び周辺の将来像として再開発計画を作成するもの」と記載されてございます。

○齊藤委員

本当は市長に読んでいただきたいのですが、あくまでも、機能整備によりさらなるクルーズ振興を進めると、機能整備が先なのです。それで、それによってそのクルーズ振興が進んでいくという、この順番に注意していただきたいのですが、もう一つ、北海道新聞のインタビューに対する市長の発言、有名な発言なのですが、こちら、市長、読んでいただけますか。

○（産業港湾）事業課長

平成 28 年 4 月 26 日、北海道新聞に掲載された記事につきまして、一部抜粋して読ませていただきます。

まず、「多くの観光客の巡回が期待されるクルーズ客船の寄港を促すには老朽化した港湾への投資がさらに必要になりませんか」という質問に対しまして、「港に投資、整備してクルーズ客船の寄港増を期待するのではなく、寄港を増やす取り組みを行ってから、港に投資する価値があるかを判断する。この順番が大事だと思います」と掲載されてございます。

○齊藤委員

市長は、わざわざ、この順番が大事と、わざわざ断っています。港に投資、整備してクルーズ客船の寄港増を期待するのではなくなのです。投資するなど。まずいろいろな、市長の言ういろいろなことなのですね。再開発計画とは真反対。要するにこれこそ、この順番が真反対だと言っているのです。再開発計画は機能整備により、機能整備を先に進めて、その結果としてクルーズ客船を、寄港をふやしましょうという順番なのです。整備もしないで、来てくれといったって、それは限度ありますよ。森井市長は真逆なのです。

要するに、市長の考え方は、この再開発計画を踏襲しているとか、あるいは変えたものではないとか、本会議で言っていましたけれども、あるいははずらず判断とかそういう話ではなくて、真逆のことを言っているのです。それ違いますか。

○（産業港湾）港湾室長

第 3 号ふ頭の整備につきましては、大変必要なことであるという考えでおりまして、実際に老朽化対策ですとか機能回復ではありますが、再開発計画にあります大型クルーズ客船に対応していくために、第 3 号ふ頭の岸壁改修事業、泊地のしゅんせつ事業を現在実施しているわけでございます。

その中で、市長が発言されておりますのは、新たに整備する施設として位置づけられているターミナルビルなどの建設につきましては、状況を見きわめて判断していくという考え方を示しているわけでございまして、ですから必ずしも矛盾してはいないというように考えております。

○齊藤委員

いや、そうではないのですよ。港湾室は一生懸命やっているのはわかりますよ。市長の言っているのは全然逆なのです。1、2、3、4、5 というのを 5、4、3、2、1 で、要するに順番をずらすというのは、2 番目を 3 番目にするとか、3 番目を 4 番目にするとか、そういうずらず話ではないのです。全く逆にする話なのです。この計画に書いてあるのは、今読みましたよね。真逆ですよ。反対のことを言っているのです。それで変えたのではないとか、なんだからかんだらって、全く人をばかにするのもいいかげんにしてくれという、そういう気持ちです。

それで、要するに港湾整備の切り捨てなのです。第 3 号ふ頭の整備を現実的でないとは言う。そして平成 29 年度予算に盛らない。29 年度にやることになっているのですよ。それ、そもそも盛らない。もう国や道、そして小樽市民に対しても裏切りですよ。よくこういうことを言えるのだと。市長が政策の優先順位をつけて、こっち先にやるとか、これは後にやるって、当たり前のことです。考え違ってもそれはそれでいいのです。

ところが、森井市長はそうではないのです。第 3 号ふ頭の件では、過疎債、過疎地域自立促進市町村計画にわざわざ載せておいて、ことしの 3 月まで、やりますと言っておいて、国にも道にも言うておいてですよ、そして 4 月になったら、もう順番がどうのと言って後回しだ。単なる後回しではないのですよ。

先ほど言ったように、やること逆なのです。逆にするって言っているのです。それで考え変えてない。冗談ではないですよ、本当に。きちんと答えていただきたい。

○（産業港湾）港湾室長

港湾の切り捨てということでございますけれども、国際旅客船ターミナルビルにつきましては、タイミングを見きわめながら判断されるものということございまして、現在、第 3 号ふ頭の岸壁整備、さらには泊地のしゅんせつ事業を進めているということございまして、今後とも、さらには港全体の老朽化対策を行っていくということで考えてございますので、決して港湾の切り捨てというようなことにはなっていないというふうに考えております。

○齊藤委員

要するに、老朽化対策云々言うのであれば、数字で示してくださいよ。老朽化対策がこれだけだと、だからこっちのターミナルビルはできませんと、数字で出してくださいよ。そんな大ざっぱに、老朽化対策云々言っていれば、こっちはやらなくてもいいのだと、そういう話にならないですよ。

○（産業港湾）事業課長

老朽化対策に対する、どれくらいなのかということでございますけれども、本会議におきまして市長が答弁いたしましたとおり、早急に老朽化対策が必要となったその施設につきましては、昨年度はガントリークレーンの緊急対応経費といたしまして 1,190 万円、今年度は港町ふ頭の監視装置、これの実施設計に 980 万円、そして第 3 号ふ頭の岸壁補修といたしまして 250 万円ということで予定はしております。

また、今後における直近での主な老朽化対策といたしまして、これは継続的にこれまで行ってきておりますけれども、第 2 号ふ頭の岸壁整備に約 5,500 万円、そして臨港道路の改良に 4,500 万円ということで、今のところは予定しております。

このほか、今後における予定といたしましては、港町ふ頭の保安施設の監視装置の改良、また若竹防波堤の改良、そして第 2 期運河の護岸、そして公共上屋の改修、そしてガントリークレーンの延命化ということの、それぞれの老朽化対策を行わなければならないということで、それぞれの項目に 1 億円から 4 億円がかかっていくということで試算してございます。

○齊藤委員

いや、そんな老朽化対策、もともとみんなわかっている話でしょう。それわかっている、過疎計画にこの第 3 号ふ頭の計画を盛ったのでしょ。それができなくなったというのですよ。そうしたら、それは市長の判断ミスだろうが、本当に。それを違くと、そんなばかな話ないですよ、変えてないのだとか。きちんと答弁してくださいよ。

○（産業港湾）事業課長

過疎計画の件での御質問かと思っておりますけれども、過疎計画につきましては、今の第 6 次総合計画と、その中身と相違がないように整合性を図ってきて作成したものでございますが、過疎計画につきましては、財政上の特別措置を活用することを目的としておりまして、特に港湾施設におきましては、近年、突発的な破損が非常に多く発生しているということもございまして、この対策を講じるためには、先ほど申しましたとおり、多くの費用が必要となってくるというのも事実でございますので、過疎計画に搭載したということがミスという御指摘には当たらないのかなということで考えております。

○齊藤委員

事務方は一生懸命やっているのはわかります。頑張っているのはわかりますけれども、こうなったのは市長のミスです。市長の失策です、間違いなく。現場は頑張っているのですよ、港湾室。市長が余計なことを言って、がちやがちやとひっかき回して、要するに破壊魔ですよ。壊しているのです。よく考えてください。

もう一点、財政で伺いますが、平成 29 年度の当初予算に除雪費が 1 億 5,700 万円しか計上されてない。例年 12 億円、13 億円、ですから、ここから 11 億円、12 億円は歳出はふえるのですよ。歳入は、交付税は減ると、減が想

定されていると。さらに、除雪費も当初に計上しないでこれから計上するというような話ですが、29 年度当初でしっかり除雪費計上していたらどうなるのですか。財源対策云々、財政調整基金の残高、今どうなっているのですか。

○（財政）財政課長

現在、建設部で必要となる経費の算定中のために、昨年の算定のときに補正予算で計上させていただいた金額がそのまま当初予算、今回の平成 29 年度予算で見込んだ場合でお答えさせていただきます。

29 年度当初での財政調整基金からの取り崩し額は約 6 億 4,200 万円となっております。ですので、昨年の第 3 回定例会における除雪費の補正予算の一般財源が約 10 億 5,500 万円であることから、当初から除雪費を昨年の補正予算後並みに見込んだ場合の財政調整基金からの取り崩し額は約 16 億 9,700 万円という形になります。

○齊藤委員

要するに、財源不足ということですよ。それだけの財源不足を、市長は当初予算で隠していたという話です。こんなごまかしありますか。とんでもない話ですよ。

◎市長の議会対応について

次に、市長の議会対応について伺います。

4 月 1 日付の議会事務局職員の異動について、横田前議長が了解をしていなかったのだと、副市長が最初に認識をしたのはいつですか。

○副市長

4 月 1 日付人事異動の内示をした 3 月 29 日だと記憶しています。前議長が私の部屋に来て、こういう人事になったのはどうしてだという話で、部屋に来たときに初めてわかりました。

○齊藤委員

お昼ごろですね。

○副市長

時間までは記憶していません。

○齊藤委員

それから、議会から申し入れ書というのが発出をされています。

協議というのは、双方の合意で調うというわけですから、一方が合意を得たとの印象を持つ、あるいは副市長が確信をしたというだけでは、もう一方が了解していないということがわかった時点で、副市長としては、議長は任命権者ですから、任命権者が了解していないということがわかった時点で、副市長としては速やかに、前議長に対して再協議あるいは了解をしていただきたいというお願いを、即しに行かなければならない立場だったのではないですか。

○副市長

私の記憶では、その話があって、内部でその話を市長に伝えていて、そうこうしている間に文書が、先に申し入れ書が、出すということで、申し入れ書が来てしまったと、私の感覚で言えば来てしまったということがあって、そうなれば文書で回答という話になれば、オフィシャルな対応になっていくということで、逆に私個人が副市長の立場で前議長と話すということが、逆に私の感覚とすればしづらくなると。オフィシャルな対応を、この後、文書なり何なりの回答ということでしたので、そういう意味で即座の対応というのは、そういう意味では少しおくれたのかもしれませんが、感覚的にはそういうことがあったために、市長に対する文書、それに対して文書回答ということになりますので、そういう意味では少しおくれたのかなと思いますけれども、当時の状況とすれば、そういう感覚でありました。

○齊藤委員

数時間の余裕はあったはずですよ。先ほども言いましたけれども、前議長が最初、副市長のところを訪ねたのは

正午ごろで、申し入れ書が行ったのは夕方ですよ。数時間たっているのです。

要するに、副市長としては、合意がなかったということがわかった時点で、すぐ行くべきだったのです。それにもかかわらず、副市長としては、協議が調ったの一点張りの、この森井市長と歩調を合わせてしまった。意地を張ったのか何だかよくわかりませんが、まともに協議に応じようと、再協議をしようとしなかった。この初動対応の間違いが、ずっと最後まで話をこじらせたのです。ぐちゃぐちゃになってしまったのです。任命権者が違うのですから。任命権を持っている議長のところに行かなければならないですよ。何とか議長に了解してもらわなければ話にならないのです。いくら、その協議が調った、調わないとかと言ったって、要は議長に了解してもらわないことには、人事はできないのです。協議したとか、調ったとかと意地張って頑張っている余裕ないのですよ。すぐにお願いしに行かなければならないのですよ。それは間違いですよ。それが原因だと思いませんか。

○副市長

先ほども申し上げましたとおり、本会議でも申し上げましたけれども、私自身は、議長との協議の中でほぼ内容については間違いなく、私自身は協議が調ったという理解がありましたので、そういう意味では、突然文書などが来たときに、市長には協議が調った旨を私も報告しておりましたし、私自身もまたそのように思っていたものですから、突然の文書での申し入れ、それに対する対応がくれたのではないかということですが、私とすれば、オフィシャルな対応をこの後しなければならぬと。文書回答をしなければならぬ、またその対応についてどうしようかということで、あの当時は終始しておりました。

その後、それに向けた対処をどうしようかということで、総務部長と私と議長と副議長とその後 2 回ほど、その善後策についての協議はその後に入ったという記憶がございます。

○齊藤委員

あくまでも、副市長は印象を持たれただけなのです。横田前議長は了解も何もしてないのです。これが事実ですよ。動かしがたい事実です。だから、いずれにしても、協議が調ったという事実は、副市長が持たれた印象は別に、事実としてはなかったのです。ないのです。これはいいですか。

○副市長

本会議でも申し上げましたけれども、前議長はそのように、前議長の言っていることは間違いのないと思いますが、私自身は協議は調ったと。話の内容を細かに言うことはできませんけれども、非常にいい議論ができたし、私自身とすれば了解を得たという感触は、これは間違いのない事実でございますので、その辺は意見がなかなか折り合わないというふうには思っています。

○齊藤委員

それは、あくまでも、厳しく言いますが、副市長の印象です。一方の当事者である横田前議長が了解していないのは事実なので、調っていないのですよ。それを、調ったかのように言い募って、議会が悪い、前議長が悪い、そのような記者会見のあの発言なのですか、市長の。とんでもない発言ですよ、一方的にまくしたてる、言い立てる。あれは許されません。事実がないのですから。事実がないのですから、議会答弁もそうです。きのう、おとこの議会での答弁、それから 4 月 5 日の市長定例記者会見の関係部分の発言の削除、訂正、市長の謝罪、これは絶対必要ですよ。やらないという話にならないですよ。

○委員長

齊藤委員、どなたにお答えしていただけますか。

○齊藤委員

どっちでもいい、誰でもいいです。

○副市長

本会議でも申し上げましたけれども、私はある確定的な感覚をもって、その旨を市長にお伝えし、その後の対応

がそのように対応してございましたので、私とすれば間違いなく協議が調ったというふうに感じておりましたし、そのように市長にお伝えして、その後の対応について、そのように動きましたので、そういう意味では、撤回、訂正などは必要はないかなというふうに思っています。

○斉藤委員

それは副市長の主観です。事実は違います。

(「事実は違うからって、質問が何かわからない。主張はわかりますけど」と呼ぶ者あり)

違うから訂正しろと言っているのですよ。

(「ああ、そういう意味ですか」と呼ぶ者あり)

○市長

今もる副市長からもお話がありましたけれども、私たちといたしましては、副市長が私の名代としてしっかり協議をして、その結果を私に調ったということでお伝えをいただいているところでございます。ですので、なぜ突然に前議長がその出向辞令を拒否されたのか、正直、私たち誰一人なぜなのかがわかりませんでした。それら理解しがたい心境があったので、私はそれを記者会見の中で述べた次第でございます。

ですから、この点につきましては、今、斉藤委員との認識についての共通認識は持てないのかもしれませんが、ですから私たちは今までお話、副市長から答弁させていただいたもとで、ずっと判断し、取り組んできておりますので、これについては取り消す理由も謝罪する理由もないとも思っておりますし、今回の件はそういう話ではないと、このように感じているところでございます。

○斉藤委員

感じたとか思ったとか、そんなことではないのです。ここ議会なのです。事実に基づいて議論しましょうよ。事実ではないのです。

○市長

斉藤委員もその場にいらっしゃらなかったと思いますので、その事実を何の裏づけで、根拠でお話をされているのか、正直、私には残念ながら把握はできません。

そして、私自身も、副市長にそのことを委ねて、そして議長と正式にお話をいただき、そしてその結果をもとに今回の人事について行ったところでございます。

ですから、事実に基づいてというならば、我々としては事実に基づいて答弁をさせていただいているということでございます。

○斉藤委員

ぜい言、無駄口、やめてください。事実ではないのです。事実に基づいて議論しましょう。

○副市長

私が判断したのは事実に基づいて判断しているものでございますので、ただ、前議長は前議長としての主張はあろうかと思えますけれども、私はそれが事実だというふうに判断をしております。

○斉藤委員

つもりではないのです。一方の当事者が合意してないと言っているのだから、協議は調ってないのですよ。それ以外に事実なんかない。

○市長

何度も繰り返して恐縮でございますけれども、斉藤委員自身も前議長のお言葉に基づいてお話をされていると思っております。ですから、事実というのは、あくまでそのお二人でしかわからないことだと私は認識をしております。そして私は、先ほど来からお話をしているように、副市長がお話をいただいた事実に基づいて答弁をさせていただいておりますので、その御指摘は当たらないと思えます。

○齊藤委員

無駄なこと言わないでください。前議長が了解してないというのは事実でしょう。それ以外にないのですよ。それ以外に何ある。一方の当事者が合意してないのに協議調ったって、そんなばかな話ありますか。

○委員長

齊藤委員に申し上げます。まず質問を進めていただけますか。その上で進めていただきたいと思います。

○齊藤委員

できません。事実に基づかない議論はできません。

(「質問を終結するという意味になっちゃうから」と呼ぶ者あり)

教えてください。きちんと教えてください。答えないのだから。

○委員長

まず、双方が事実だとおっしゃっていますので、それに基づいてもう一度御答弁していただけますか。そういう要求ですので、お願いします。

○副市長

議長と私が協議をし、私が協議が調ったというふうに判断した、それが私の事実です。

○齊藤委員

あくまでも主観ですね。思ったのですね。

○副市長

話の内容から、そのように確定しているところでございます。

○齊藤委員

思っただけは事実ではないですよ。

○副市長

思ったのではなくて、話の内容からそのように判断をしたというふうに申し上げました。

○齊藤委員

判断をしても、印象を持っても、主観です。事実ではないです。

○委員長

齊藤委員にいま一度申し上げますが、事実だというふうに副市長は申し述べている上で、質問を……

(「事実じゃない」と呼ぶ者あり)

それは……

(「印象なんだから。判断なんだから」と呼ぶ者あり)

それは理解もできませんが。

(「それは考え方でしょう」と呼ぶ者あり)

理解もできませんが、質問を進めてください。

(「主観です」と呼ぶ者あり)

主観でも、こちらの副市長は事実だと申して……

(「そんなことはあり得ない。主観は事実じゃない」と呼ぶ者あり)

委員長としては、質問を進めていただきたいと思います。

齊藤委員、質問を進めていただきたいと思います。

○齊藤委員

だから、事実ではないから事実を言ってくれと言っているのです。訂正してくれと言っているのです。

○委員長

その訂正について、いま一度御答弁をお願いします。

○副市長

私の事実に基づいて市長に報告をし、それに基づいて対応してございますので、訂正するつもりはございません。

○委員長

訂正をしないということで、よろしいですね。

○副市長

はい。

○斉藤委員

委員長、事実ではないのですって。私の事実って何ですか。

(「済みません、これいつまで」と呼ぶ者あり)

○委員長

傍聴者の方は、少し、お座りになってお静かに願います。

○斉藤委員

これは、議会の横田前議長の名誉にかかわることですよ。副市長がそういうことを言ったら、副市長の言っていることがいいのだと通ったら、横田前議長はうそを言ったことになりますよ。あり得ないですよ、そんなこと。

(「個人の名誉だけという話になっちゃう」と呼ぶ者あり)

副市長が自身の主観でこれが事実だ、これが事実だと言いますけれども、主観ですよ、それは。印象だとか、判断だとかって言っていますけれども、それは副市長自身が思ったことでしょう、結局は。それでは通用しません。どういう証拠があるのですか。

(「ほかに絶対見てないよ」と呼ぶ者あり)

○副市長

二人の会話の中での判断でございますので、第三者はわかりようがないと思います。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

山田委員。

○山田委員

今、斉藤委員と副市長のお話がありました。お互いにその主観的なものをおっしゃっておりますが……

(「お互いの主観じゃないの。私は事実を言ってます」と呼ぶ者あり)

ですが、本会議場のときに、横田前議長がこういうふうをおっしゃっていました。行政マンであれば、そのときの会話の中で、後からでもいいから確認しようと。私も今この話を聞いていたのですが、その確認という意味で、あったかどうか、委員長の手元で確認、ぜひしていただければと思います。いかがでしょうか。

(発言する者あり)

○委員長

確認というのは、私が何を確認するのですか。

○山田委員

今、その任命する人間がお一人だったのか、お二人だったのか、横田前議長はそのことについて確認していないということでおっしゃっていましたので、委員長の手元で、それを副市長がされたのかどうか、確認していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長

今の山田委員の議事進行についてでありますけれども、本会議場でも議論があった内容でありますし、議事進行に当たらないというふうに判断をいたしますので、私の手元での裁きは不必要と考えます。

斉藤委員、質問を進めていただけますか。

○斉藤委員

質問進めて、わけのわからない答弁ぐだぐだ言って、それでこの場を切り抜けて終われば、この事実うやむやですよ。事実ではないことを言って、議会を愚弄し、前議長を愚弄して、それで済むのですか。そんな話になりませんよ。副市長の主観です、今言っているのは全て。印象を持った、判断した。副市長がそう思ったというだけでしょ。確認したのですか。

一人の人に言及があった。もう一人の人には言及がなかったのですよね。いや、そこにも言及があって、その人はしようがないねとか、何か言ったというならわかります。もう一方には言及がなかったというだけでしょ。言及がないのに、なかったものをなぜそれでいいのだというふうになるのですか。もう一方にも言及して、それがそれでいいですよというのならわかります。その言葉があったというならわかります。前議長は何も言ってないのですよ。そのもう一方について。

それで、了解されたと受け取ったというのは、あくまでも副市長の主観です。受け取ったでは済まないのです。この人はいいです、この人はだめです。その確認をして、何か文書であるのですか。公表しなくてもいいです。非公表でも構いません。そういう証拠のものが何かあって言っているのだったら事実だ、認めます。ただ、副市長がそのように思ったというだけで、それで協議が調ったとか成り立ったとかという話になりませんよ。

○副市長

斉藤委員はその場におられないのに、それだけの話で全てが決まったわけではございませんので、当事者間二人の会話の中で、私は確認を得ておりますので、第三者からのそのような指摘には当たらないというふうに思います。

○斉藤委員

そこまで言うのであれば、次に進めます。

任命権者にかかわる人事協議において、来年度から、従来の慣行にかかわらず、任命権者との協議を確実に行って、各協議事項に対する承諾、同意その他の事項を明確に文書にして記録するなどの対策が、今回の件を含めて、絶対に必要だと思いますが、いかがですか。

○（総務）職員課長

人事異動に際しては、場合によっては、いろいろな理由、例えばその職員の能力ですとか経歴とか健康状態、または家庭環境、そういったものを総合的に判断した上で、それに基づいてこういう案をということで、それを提示して、それをもとに協議することになる可能性があると思います。そうした場合に、その協議内容が公文書という組織で共有する文書ということで残るのは、やはり組織で共有する文書ということであれば、基本的にはそれを見る職員は限定されるとしても、そういった細かな事情まで知る必要のない職員が知ることにもなりかねませんので、そういったことは適切ではないのではないかとこのように思っております。

しかし、今回の件を踏まえまして、協議の結果については、任命権者間でそごがないように、そのようにしていきたいというふうに考えてございます。

○副市長

結果として、今回このようなことになりましたので、任命権者間の人事には、これまで以上にやはり慎重な対応が必要だろうと思います。ただ、人事において、文書で残すということになれば、これは毎年人事の状況というのは、退職者の出方によって、または健康面で問題などが出たり、来年度、今度こうしよう、これについてはこうしようということが、そのとおりになかなかない部分があるので。ただ、申し送りだけはきちんと伝わるよう

に、それから、今回みたいに一対一ではなくて、その話された内容が総務部長なり何人かに共有できるということにはするなどの慎重な対応はしたいというふうには考えております。

○齊藤委員

最低限、協議の結果、中身、理由云々はいいですよ。協議の結果について、協議した事項一つ一つについて、了解したのか、双方どちらが了解したのか、どちらが了解していないのか、そういう協議の結果の記録は、今回のことはそういうものがないから起きているのですよ。絶対に起こしてはならないと思いますよ、こういうこと、これから。大変な、要するに人の一生かかわっているのですよ、人生が、人事というのは。それを、こういった問題で混乱させるというのは、絶対あってはならないことだというふうに考えますので、少なくともその協議事項の結果については、秘密扱いでもいいです、部外秘でもいいですから、それを公表しろと言っているわけではないのですから、しっかり記録をしていただきたいというふうに思いますが、再度答弁を求めます。

○副市長

しっかり確認し、記録までは、どのような形で記録するかについては、今後内部で十分議論させていただきたいと思いますが、今回のようなことのないように、その辺の確認のところはしっかりするように、その方向で内部で議論させていただきたいと思います。

○齊藤委員

もう一点、最終確認のために伺いますけれども、市長とそれ以外の任命権者が持っている人事の権能についてですが、市長が持つ人事任命権と、他の任命権者の持つ任命権において、市長の持つ任命権が他の任命権者の任命権に優越するというような、そういう優劣があるとの認識をお持ちですか。

○（総務）職員課長

まず、任命権者の関係でいきますと、水道局長や病院局長、この関係につきましては、地方公営企業法第 15 条第 1 項の規定により、主要な職員の任命については、あらかじめ市長の同意が必要となっております。

また、消防長との関係につきましては、消防組織法第 15 条第 1 項の規定により、消防長以外の消防職員は市長の承認を得て消防長が任命することになりますので、この関係においては、市長の優越があると言えると考えております。

ただ、その他の任命権者については、法的には直接的な優劣はないと思います。

ただし、あくまで同じ自治体の職員ということになりますので、それにもかかわらず執行機関ごとに、身分の取り扱いがばらばらだったら、やはりこれは大変困りますので、地方自治法第 180 条の 4 の規定においては、他の執行機関の組織や職員の定数、身分の取り扱いについては、市長への協議が必要だったり、また、逆に市長が勧告することができるというふうになっております。

そのほかにも、地方公務員法の定めにより、標準的な職を定めたり、人事評価の基準等を定める際は、議長を除いて他の任命権者は市長に協議しなければならないという法的な制約があるところでございます。

実際、そういった法的な形態の中で、人事異動の実務といたしましては、やはり市役所全体ということで人事異動を行う必要がありますので、各部また各機関の要望やその所属の職員の勤務状況とかは、人事ヒアリングですとか人事評価、また人事異動の内申書等により、そういうもので把握して、そして調整して、その上で異動案を作成して、任命権者が異なる間の異動については協議した上で人事異動を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○齊藤委員

丁寧な説明いただいたのですが、議会と特に独立した行政委員会、教育委員会については、特にどうなのですか。

○（総務）職員課長

先ほども申したつもりだったのですが、任命権について直接的な優越はないのですけれども、先ほど例に出まし

た教育委員会については、その組織とか身分による取り扱いとか、そこは自由勝手にできるということにはなって
ございません。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。